

尼崎市就学前教育ビジョン

～官民幼保の就学前教育施設等が共に「後伸びする力」「生きる力」を育みます～

—目 次—

§1 尼崎市就学前教育ビジョンの策定趣旨

1 背景	3
2 就学前教育施設の現状	4
(1) 就園状況等	
(2) 取組と課題等	

§2 尼崎市が目指す就学前教育の取組

1 3つの柱の推進	10
柱1 就学前教育の質の向上	
柱2 インクルーシブ教育の推進	
柱3 幼稚園・保育所と小学校の円滑な接続	
2 「幼児教育アドバイザー」の配置	16

§3 市立幼稚園の運営体制等

1 市立幼稚園の役割	17
2 市立幼稚園の再配置	17
(1) 再配置する幼稚園の考え方	
(2) 存続する園の今後について	
(3) 学級定員の考え方	
(4) 通園補助等	
3 インクルーシブ教育の充実	22
(1) 教育期間（保育年齢）の見直し	
(2) 受入人数の拡充	
4 幼保連携等による取組	23
(1) 一時預かり事業の拡充	
(2) 跡地活用等	
(3) 認定こども園	

§4 スケジュール

.....25

§5 尼崎市就学前教育ビジョンの実施期間等

.....25

本ビジョンでは、市内の幼稚園、保育所、認定こども園等の就学前教育施設（0歳～5歳）を対象にしておりますが、それらの施設においては、幼稚園教育要領等に基づき幼児教育に取り組んでいることなどから、「就学前教育・保育」ではなく「就学前教育」という文言を統一して使用しております。

§1 尼崎市就学前教育ビジョンの策定趣旨

1 背景

尼崎市では、平成 26 年 12 月に「就学前の子どもの教育・保育についての基本的な考え方」を策定し、本市の未来を担う子どもの健やかな成長を支えるために、家庭・子ども施設・地域及び行政が共通認識のもと、それぞれの役割を果たすことができるよう、就学前における子どもの教育・保育の基本的な考え方をまとめました。

現在、市立の幼稚園と保育所、私立の幼稚園と保育園、私立の認定こども園等の就学前教育施設については、この考え方を基本にそれぞれが創意工夫をしながら就学前教育を推進しております。

そのような中、市立幼稚園においては、平成 24 年 8 月に策定した「尼崎市立幼稚園教育振興プログラム」における 6 つの柱に基づき、教育内容の充実に係る取組を実施してきましたが、少子化の影響や就労と子育てを両立する家庭の増加等に伴う保育需要の増加等により、園児数が大幅に減少し、一方では、特別な支援が必要な子どもの入園割合が増加傾向にある中、特別支援教育のあり方についても検討が必要な状況にあります。

また、私立幼稚園等においても同様に、園児数が減少し、特別な支援が必要な子どもが増加している傾向にあります。

さらに、近年における子どもを取り巻く環境の変化により、本市全体の保育需要は増加の一途にあり、待機児童の解消は、本市の子育て支援を推進していく中で、喫緊の課題となっております。

国においては、幼児教育の質の向上を目的に、幼児教育施設における教育等の内容の基準である幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下「幼稚園教育要領等」）が平成 29 年 3 月に告示され、「育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」を共通化して明確にすることで、その内容に一層の整合性が図られ、平成 30 年度から新たな幼稚園教育要領等に基づいた現場での実践が始まっております。

また、幼稚園教育要領等と小学校学習指導要領において、幼児教育と小学校教育との円滑な接続が重視される中、令和 3 年 7 月に文部科学省が「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」を設置し、令和 5 年 2 月まで「幼保小の架け橋プログラム」¹についての協議が行われました。

さらに、令和 5 年度には、こども及びこどもの家庭の福祉の増進及び保健の向上、その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援、こどもの権利利益の擁護に関する事務を行うために、政府のこども政策を一元的に推進する「こども家庭庁」が設立され、更には、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」の策定が予定される等、近年における幼児教育を巡る国の政策は大きな動きを見せております。

本市では、このような状況に対応するため、令和 3 年度に「尼崎市立幼稚園のあり方検討会」を設置し、将来に向けた市立幼稚園に求められる機能・役割の再整理、幼保連携による機能整理や少子化を見据えた効果・効率的な運営体制等について検討いただいた報告書の内容等も踏まえ、官民幼保の就学前教育施設における教育内容等の充実策や連携方法、更には、今後の市立幼稚園に求められる機能・役割や少子化を見据えた効果・効率的な運営体制等について、その方向性や取組等を示す「尼崎市就学前教育ビジョン」を策定しました。

本ビジョンのもと、市立の幼稚園と保育所、私立の幼稚園と保育園、私立の認定こども園等の関係者、学校関係者、保護者や地域の人々と共に、就学前の教育内容の充実に図り、子どもたちの「後伸びする力」「生きる力」を育みます。

¹ 子供に関わる大人が立場を越えて連携し、架け橋期（義務教育開始前後の 5 歳児から小学校 1 年生の 2 年間）にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人一人の多様性に配慮した上で全ての子供に学びや生活の基盤を育むことを目指すものです。

2 就学前教育施設の現状

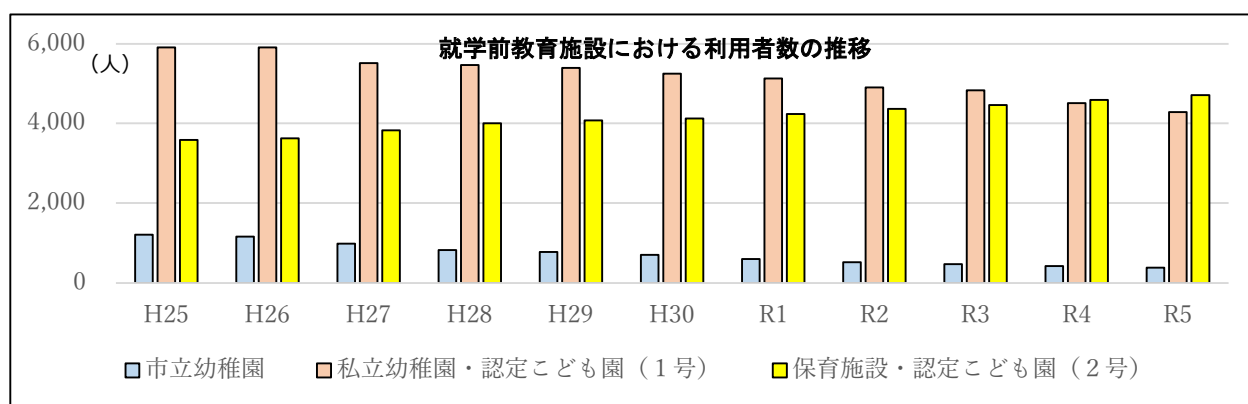
(1) 就園状況等

① 市内の就学前教育施設における就園状況

市立幼稚園の園児数は、平成 25 年度は 1,210 人でしたが、令和 5 年度は 380 人であり、この 10 年間で約 7 割減少しております。また、私立幼稚園・認定こども園（1 号）の園児数は、平成 25 年度は 5,908 人でしたが、令和 5 年度現在では 4,281 人であり、この 10 年間で年々減少しております。

一方、保育施設・認定こども園（2 号）を利用する子どもの数は、平成 25 年度は 3,584 人でしたが、令和 5 年度は 4,711 人であり、この 10 年間で約 3 割増加しております。

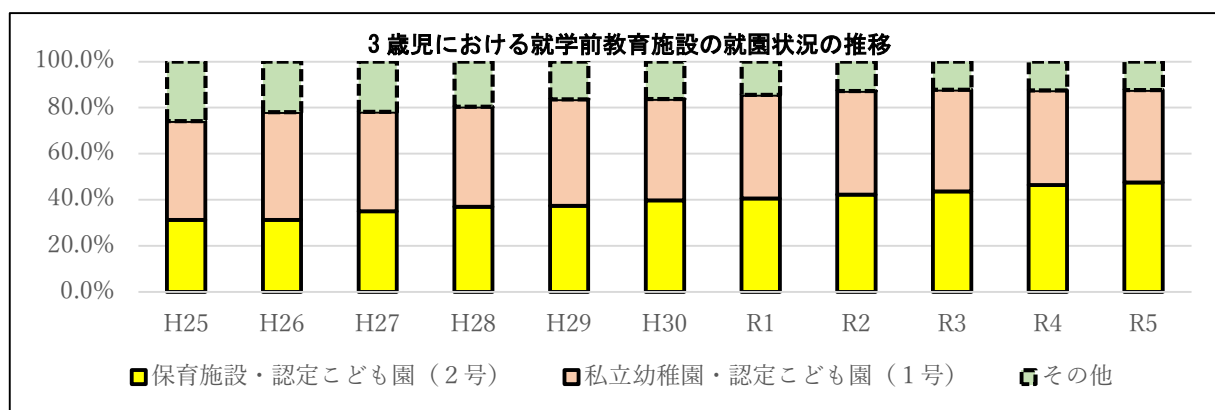
なお、3 歳児における就学前教育施設の就園状況は、平成 25 年度の私立幼稚園や保育施設の利用者の割合は全体の約 7 割でしたが、令和 5 年度では約 9 割まで増加する等、3 歳児から就学前教育施設へ子どもを預ける保護者の需要は年々増加しており、そういった背景には、保育施設等を利用しながら就労と子育てを両立する家庭の増加や幼児教育・保育の無償化の開始等、子育て環境の変化による影響が大きいものと考えられます。



※ 市立幼稚園、私立幼稚園・認定こども園（1 号）の利用者は各年 5 月 1 日、保育施設・認定こども園（2 号）の利用者は各年 4 月 1 日時点

(単位：人)

施設区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
市立幼稚園	1,210	1,161	987	826	771	703	594	518	470	420	380
私立・認こ（1号）	5,908	5,902	5,514	5,465	5,389	5,246	5,127	4,899	4,832	4,510	4,281
保育・認こ（2号）	3,584	3,620	3,811	3,991	4,071	4,119	4,232	4,365	4,468	4,592	4,711



※ 私立幼稚園・認定こども園（1 号）の利用者は各年 5 月 1 日、保育施設・認定こども園（2 号）の利用者は各年 4 月 1 日時点

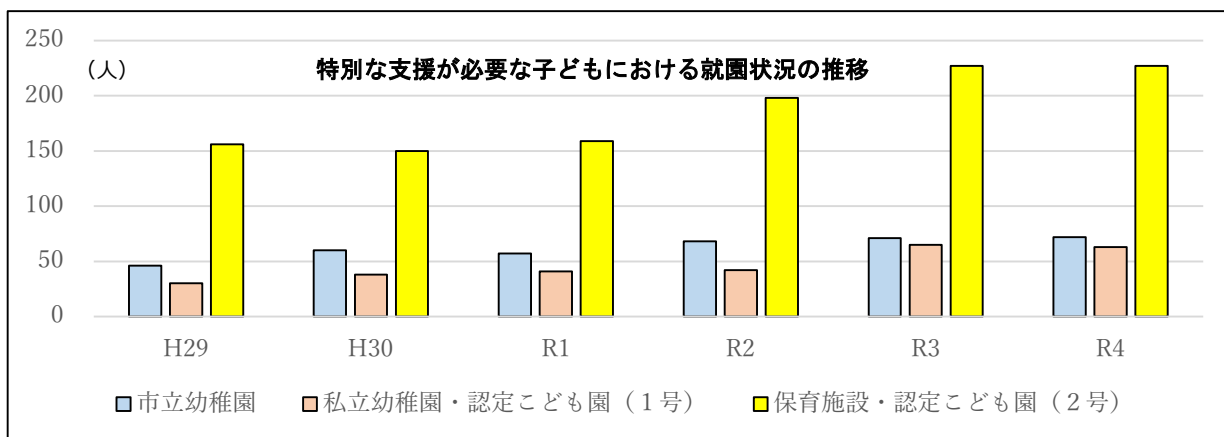
(単位：%)

施設区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
その他（在宅など）	25.7	21.9	21.8	19.5	16.4	16.2	14.4	12.8	12.3	12.5	12.3
私立・認こ（1号）	43.1	46.9	43.1	43.6	46.2	44.1	45.0	45.0	44.2	41.1	40.2
保育・認こ（2号）	31.2	31.2	35.1	36.9	37.4	39.7	40.6	42.2	43.5	46.4	47.5

② 特別な支援が必要な子どもの就園状況

就学前教育施設における特別な支援が必要な子どもの利用者数は、近年、増加傾向にあります。

市立幼稚園においては、平成 29 年度は 46 人でしたが、令和 4 年度では 72 人、また、私立幼稚園・認定こども園（1 号）や保育施設・認定こども園（2 号）においても、平成 29 年度は、それぞれ 30 人、156 人でしたが、令和 4 年度ではそれぞれ 63 人、255 人と、年々増加しております。



※市立幼稚園は各年 5 月 1 日の特設学級の在園児数

※私立幼稚園・認定こども園（1 号）は、各年の兵庫県が実施する「特別支援教育振興事業」等の対象児数

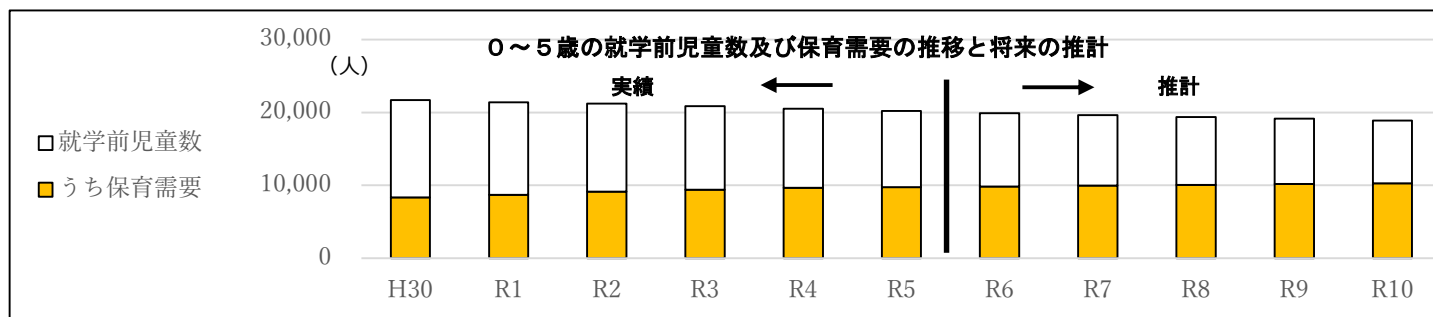
※保育施設・認定こども園（2 号）は、各年の「尼崎市法人保育施設障害児保育事業」等の対象児数

(単位：人)						
施設区分	H29	H30	R1	R2	R3	R4
市立幼稚園	46	60	57	68	71	72
私立・認こ（1 号）	30	38	41	42	65	63
保育・認こ（2 号）	156	150	159	198	227	255

③ 就学前児童数及び保育需要の推移と将来の推計

本市における 0 歳から 5 歳の就学前児童数は、平成 30 年度は 21,709 人であったのに対し、令和 6 年度は 1 万人台となり、その後も減少しながら推移し、令和 10 年度には 18,866 人まで減少していくことが予想されます。

一方で、そのうち保育需要については、平成 30 年度は 8,347 人でしたが、令和 8 年度は 1 万人台まで増加し、その後も更に増加しながら推移していくことが見込まれます。



※将来の推計は、「第 2 期尼崎市子ども・子育て支援事業計画の中間年見直しについて」の計算方法を使用しており、R6 以降の就学前児童数の推計は平成 30 年から令和 4 年までの住民基本台帳の人口を基に、コーホート変化率法を用いて算出し、R6 以降の保育需要は令和 2 年から令和 4 年までのニーズの伸び率等を前年の人数に乗じて算出

(単位：人)											
区分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
就学前児童数	21,709	21,400	21,230	20,883	20,492	20,071	19,913	19,645	19,354	19,151	18,866
うち保育需要	8,347	8,714	9,138	9,380	9,659	9,992	9,856	9,958	10,063	10,170	10,280

(2) 取組と課題等

本項目では、平成 26 年 12 月に策定した「就学前の子どもの教育・保育についての基本的な考え方」に基づき、これまで、官民幼保の就学前教育施設で実施してきた教育内容や幼保小の連携、更には、現在、特別な支援が必要な子どもが増加し本市の課題となっている、インクルーシブ教育の取組状況や課題等を記載しております。

① 就学前の教育内容等

主な取組（成果等）

- 本市における就学前教育については、平成 26 年 12 月に「就学前の子どもの教育・保育についての基本的な考え方」を策定し、リーフレットを中心に就学前教育施設や就学前の子どもをもつ保護者を対象に情報発信しております。
- また、市立の幼稚園では平成 24 年 8 月に策定した「尼崎市立幼稚園教育振興プログラム」における 6 つの柱、市立の保育所では平成 19 年 9 月に策定した「公立保育所の今後の基本的方向」における公立保育所が今後果たすべき役割に基づき、それぞれの取組を進めてきたところです。
- 市立の幼稚園・保育所については、それぞれにおいて、年度ごとに分野別・キャリア別等の研修計画を作成し、研修を実施することや兵庫県が主催する研修等に参加するとともに、研究会を設置し、必要に応じて学識経験者の指導や助言を受けながら、幼稚園教育要領・保育所保育指針の共通理解や教育実践上の課題の解消、特別な支援が必要な子どもの対応に関する事例研究等を行うことにより、教職員の資質向上を図っております。
- 私立の幼稚園・保育園等については、各団体（私立幼稚園連合会、法人保育園会）において、年度ごとに分野別等の研修計画を作成し、研修を実施することや本市や兵庫県、教育・保育関連団体が実施する研修等に参加するとともに、事例研究を行い、兵庫県下の施設の教職員が集まる場で、研究発表を行うほか、公開教育や研究会等、各園の方針に基づく様々な取組を実施することで、教職員の資質向上を図っております。
- これらの各園所が実施する特色ある就学前教育の方針や取組内容については、各団体等が実施する行事をはじめ、リーフレット等の紙媒体やホームページ等の電子媒体を活用し、効果的な情報発信に取り組んでおります。
- さらに、各園所では、地域のすべての子どもたちの健やかな成長を目指すことを目的に、地域の未就園児を対象とした親子での体験保育事業、子育てについて不安や悩みなどを抱える家庭に対する育児相談、更には、園庭開放等の地域開放事業、世代間交流事業、異年齢児交流事業、育児講座、一時預かり事業等、各園所の創意工夫による地域の子育て支援事業に取り組んでおります。

課題等

- 幼稚園教育要領等が平成 29 年 3 月に改訂され、「育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」について内容が共通化される中、就学前の教育内容が、どのように
 - ▶ 「育みたい資質・能力」を育み、それが「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」につながっているのか、
 - ▶ 小学校以降の「後伸びする力」「生きる力」（非認知能力等）につながっているのか、等の見える化や就学前教育施設等への情報発信が十分にできていない状況です。
- 就学前教育施設における各団体の研究会や各園における教育内容の研究・実践結果等について、市内の就学前教育施設間で情報発信や情報共有、意見交換等が十分にできていない状況です。
- また、就学前教育施設で実施している地域の子育て支援事業や発達相談等の実施内容についても、市内の就学前教育施設間で情報発信や情報共有、意見交換等が十分にできていない状況です。
- 学識経験者からの指導や助言を受ける機会はあるものの、就学前教育施設へ教育内容にかかる専門的なアドバイス等をするための仕組みが十分に整備されておりません。

- 本市の就学前の教育方針である「就学前の子どもの教育・保育についての基本的な考え方」について、国の政策や本市の就学前教育の現状を踏まえた改訂を検討する必要があります。

② インクルーシブ教育

主な取組（成果等）

（市立幼稚園）

- 特別な支援が必要な子どもを支援するため、平成 27 年度から各年齢定員 5 人（1 人の教員配置）とする特設学級を全園（以前は 6 園）に設置しておりますが、その特性を把握した上で、通常学級と同じ集団の中で活動を行う等、「共に育つ」ことを意識したインクルーシブ教育に取り組んでおります。なお、特別な支援が必要な子どもの入園にあたっては、特別支援教育専門相談員の助言等を踏まえて、園長が判断している状況にあります。
- 平成 27 年度に臨床心理士の資格若しくは幼稚園や小学校の教員免許を有する特別支援教育専門相談員を尼崎市教育委員会内に配置し、当該相談員が各園へ巡回し、特別な支援が必要な子どもの対応方法に関する教員への指導・助言（入園時を含む）、更には、子どもの発達に不安や悩みを抱える在園児や未就園児の保護者への相談を受け、指導・助言すること等により、教員は援助の仕方が明確になり、保護者は家庭での関わり方が明確になる等の効果が見られております。
- 近年、通常学級と特設学級の狭間にある子どもが増加している状況を踏まえ、当該子どもに対する支援をはじめ学級全体の教育に係る支援体制の強化を目的に、令和 3 年度より全園に教育支援員を 1 人ずつ配置することで、子どもが教育活動にスムーズに参加しやすくなった事例が多く見られるとともに、保護者からも教育支援員の支援に対する安心感の声があがっております。
- 令和 5 年度の園児募集においては、特設学級の定員 5 人の枠を超えた応募があった園（4 園）において、受入を可能とするとともに、教育支援員の配置を強化することにより、当該子どもに係る教育支援体制の充実を図っております。
- 特設学級を担当する教員に対する専門性を高めるための研修を実施するとともに、特別支援学校教員、大学教員や医師等を講師に招聘し、研究会を実施しております。
- 外国籍の子どもについては、多文化共生支援員（市）派遣事業を活用し、希望に応じた受け入れを行っております。

（公立保育所）

- 特別な支援が必要な子どもを支援するため、2 人の障害児に対して職員 1 人を配置する中、「共に育つ」ことを意識した障害児保育に取り組んでおります。なお、障害児の入所については、入所調整や医師等で構成される連絡調整会議での意見を踏まえ判断しております。
- また、外国籍の子どもの入所についても、入所調整を踏まえ受け入れを行っております。
- 子どもの発達に不安や悩みを抱える入所児等の保護者の相談を職員が受け、指導・助言すること等により、保護者は家庭での関わり方が明確になる等の効果が見られております。
- 障害児を担当する職員に対する専門性を高めるための研修を実施するとともに、学識経験者などを講師に招聘し、研究会を実施しております。

（私立幼稚園・保育園等）

- 子どもの入園の考え方・受入人数、教職員の配置、特別な支援が必要な子どもの対応方法、教職員に対する指導・助言や在園児・未就園児の保護者の相談や担当する教職員への専門性を高めるための研修等については、各園の方針に基づき実施しております（例えば、職員配置についてはフリーの教職員を配置、教職員への指導・助言や在園児や未就園児の保護者の相談において、私立の幼稚園等では兵庫県の私立幼稚園等子育て支援カウンセラー事業を、私立の保育園等では保育所等訪問支援事業の活用等。）。
- 外国籍の子どもについては、基本的に各園の実情に応じた受け入れを行っております。

課題等

（就学前教育施設全体）

- 就学前教育施設における各団体の研究会や各園における外国籍の子どもを含めたインクルーシブ教育の研究・実践結果や特別な支援が必要な子どもの就園方法、小学校への引継方法等について、市内の就学前教育施設間で情報発信や情報共有、意見交換等が十分にできていない状況です。
- 学識経験者からの指導や助言を受ける機会はあるものの、就学前教育施設へ特別な支援が必要な子どもの支援方法等にかかる専門的なアドバイス等をするための仕組みが十分に整備されておりません。

（市立幼稚園）

- 令和 6 年度以降においても特別な支援が必要な子どもの入園希望者が増加していくことが見込まれるため、今後、希望する園に入園できないという事態を可能な限り無くしていくとともに、子ども一人一人の発達の特性に応じた適切な支援等を行っていくための持続可能な支援体制の構築が必要です。
- 市立幼稚園の特設学級への入級にあたっては、特別支援教育専門相談員からの助言等を踏まえて、園長が判断してきましたが、当該子どもの成長にとって今必要なのは集団保育か或いは個別の療育か等の判断が難しく、また、発達の特性が多様化する中で、1 人の教員が子ども 5 人に対する支援を行うことは難しい状況にあります。
- 特別支援教育専門相談員への教員や保護者の相談件数が増加しており、また、低年齢児にかかる相談件数も増加傾向にあるため、相談体制をより一層充実していく必要があります。

（私立幼稚園等）

- また、特別な支援が必要な子どもが増加しているため、私立幼稚園等においても、特別な支援が必要な子どもを受け入れるための環境を整備する必要があります。

③ 幼保小連携

主な取組（成果等）

- 平成 26 年度に、市立の幼保小の代表者を構成員とする「幼保小連携推進委員会」を設置し、幼保小の連携について意見交換を行う中で、平成 29 年 3 月に「幼保小連携教育カリキュラム（冊子）」を作成し、平成 30 年度からは、私立の幼稚園と保育園、私立の認定こども園の代表者が本委員会の構成員に加わり、学識経験者からの指導や助言を受けながら、幼保小連携推進事業の取組内容の共有や円滑な接続に向けた意見交換等に取り組んでおります。
- 就学前教育施設や小学校に向けた取組としては、「全体研修会」や「地区別情報交換会」を実施し、学識経験者からの指導や助言を受けながら、幼保小の連携について理解を深めるとともに、各地区（市立幼稚園を軸に 9 地区に割振）の現状等を踏まえて意見交換等に取り組んでおります。また、就学前教育や小学校教育について知る機会を持つため、「公開教育」を実施しております。
- 就学前教育施設と小学校間における施設の相互利用、幼児児童間の交流や教師間の連携等、「交流連携」を継続的に実施しております。

（参考）

- ・幼児児童間交流：お祭り、運動会、音楽会、図工を一緒にする等
- ・教師間連携：お互いの研究会に参加、小学校への引継ぎ、意見交換等
- ・施設の相互利用：校庭、園庭、図書館、体育館、プール、トイレの使用等
- これまでの取組の中で就学前教育施設や小学校の教職員に、幼保小の連携について理解を深めること等により、「全体研修会」「地区別情報交換会」「公開教育」への参加者は増加傾向にあります。
- 令和 3 年度より、5 歳児のカリキュラム（アプローチ時期）と小学校 1 年生のカリキュラム（スタート時期）を一体的に捉えた、独自のカリキュラムを実施している幼保小接続カリキュラム実践校園所を 2 カ所（塚口・立花）で設置しており、令和 5 年度現在は 4 カ所の校園所（塚口・立花・水堂・七松）に拡充しております。

課題等

- 「全体研修会」「地区別情報交換会」「公開教育」や「交流連携」については、参加・実施できていない校園所もあり、また、独自のカリキュラムを実施している幼保小接続カリキュラム実践校園所も少ない状況にあります。そのため、幼保小連携の取組事例の情報共有等を通して、就学前教育施設、小学校、保護者等に幼児期と児童期の「接続期」が、子どもの育ちにとって重要であることの理解を深めるとともに、就学前教育施設については、官民幼保の横の連携や小学校との縦の連携をより一層構築する必要があります。
- 幼保小接続カリキュラム等の幼保小連携推進事業が、具体的に子どもにどのような影響を与えているのかが教職員等にとって分かりにくいといった課題があります。
- 「全体研修会」や「地区別情報交換会」等の機会はあるものの、「交流連携」や幼保小接続カリキュラムの実践方法等が教職員等にとって分かりにくいといった課題があります。
- 学識経験者からの指導や助言を受ける機会はあるものの、就学前教育施設へ幼保小の連携にかかる専門的なアドバイス等をするための仕組みが十分に整備されていません。

§2 尼崎市が目指す就学前教育の取組

就学前教育施設の現状を踏まえ、次の３つの項目を柱に設定し、尼崎市が目指す就学前教育の方向性を示すとともに、その方向性に基づき、官民幼保が連携しながら重点的に取り組む内容を掲げます。

3つの柱

柱 1 就学前教育の質の向上

柱 2 インクルーシブ教育の推進

柱 3 幼稚園・保育所と小学校の円滑な接続

1 3つの柱の推進

柱 1 就学前教育の質の向上

【方向性】

- ① 就学前の教育内容が、どのように
 - ▶ 幼稚園教育要領等に共通する「育みたい資質・能力」を育み、それが「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」につながっているのか、
 - ▶ 小学校以降の「後伸びする力」「生きる力」（非認知能力等）につながっているのか、等の研究を行い、その成果を市内の就学前教育施設、小学校、保護者等に情報発信し、地域全体（子どもに関わる全ての人）が子どもにとってどのような教育が大切なのかの理解を深めることにより、就学前の教育内容の充実を図ります。
- ② 就学前教育施設の教職員が、
 - ▶ 教育内容の研究・実践結果や地域の子育て支援事業等の実施内容について、情報発信や情報共有、意見交換等を行う場を設置することや、
 - ▶ 必要に応じて、教育内容にかかる専門的な助言・情報提供等を受けることができる体制を構築すること等により、市内の就学前教育施設の教職員の資質向上を図ります。
- ③ 平成 26 年 12 月に策定した就学前の教育方針である「就学前の子どもの教育・保育についての基本的な考え方」について、国の政策や本市におけるこれまでの教育の進捗状況等を踏まえた改訂を行い、尼崎市の就学前教育のスタンダードに位置づけます。

【主な取組内容】

（「（仮称）就学前教育会議」の設置）

- 官民幼保が連携し就学前教育の充実策の検討等を行うために、市内の公私立の幼稚園・保育所、私立の認定こども園の代表者を構成員とする会議体（「（仮称）就学前教育会議」）を新たに設置し、学識経験者からのアドバイス等を受けながら、就学前教育施設における研究・実践結果等を情報発信するとともに、「官民幼保の取組や成果」「国や他都市の先進事例」の情報共有や意見交換等を行います。

※代表者以外が情報発信や意見交換等をする場としては、柱 3 の「全体研修会」や「地区別情報交換会」等を活用する。
（学びと育ち研究所との連携等）

- 就学前の教育内容がどのように「育みたい資質・能力」を育み、それが「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」につながっているのか、また、小学校以降の「後伸びする力」「生きる力」（非認知能力等）につながっているのかを学びと育ち研究所との連携や国・他都市等の取組事例を参考に検証等を行います。

（幼児教育アドバイザーの派遣、人材育成）

- 「幼児教育アドバイザー」（詳細は 14 頁に記載）を配置し、本アドバイザーを市内の就学前教育施設へ派遣することにより、教育内容にかかる専門的な助言・情報提供、園内研修会、事例研究会等の支援等を行います。

（就学前教育のスタンダードの作成）

- 尼崎市の就学前教育のスタンダードとして、幼稚園教育要領等において共通化し明確にされた「育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」、幼保小の架け橋プログラム等の国の政策や教育内容の検証・幼保小接続カリキュラムの実践等、本市の就学前教育における取組内容を踏まえ「就学前の子どもの教育・保育についての基本的な考え方」を改訂します。

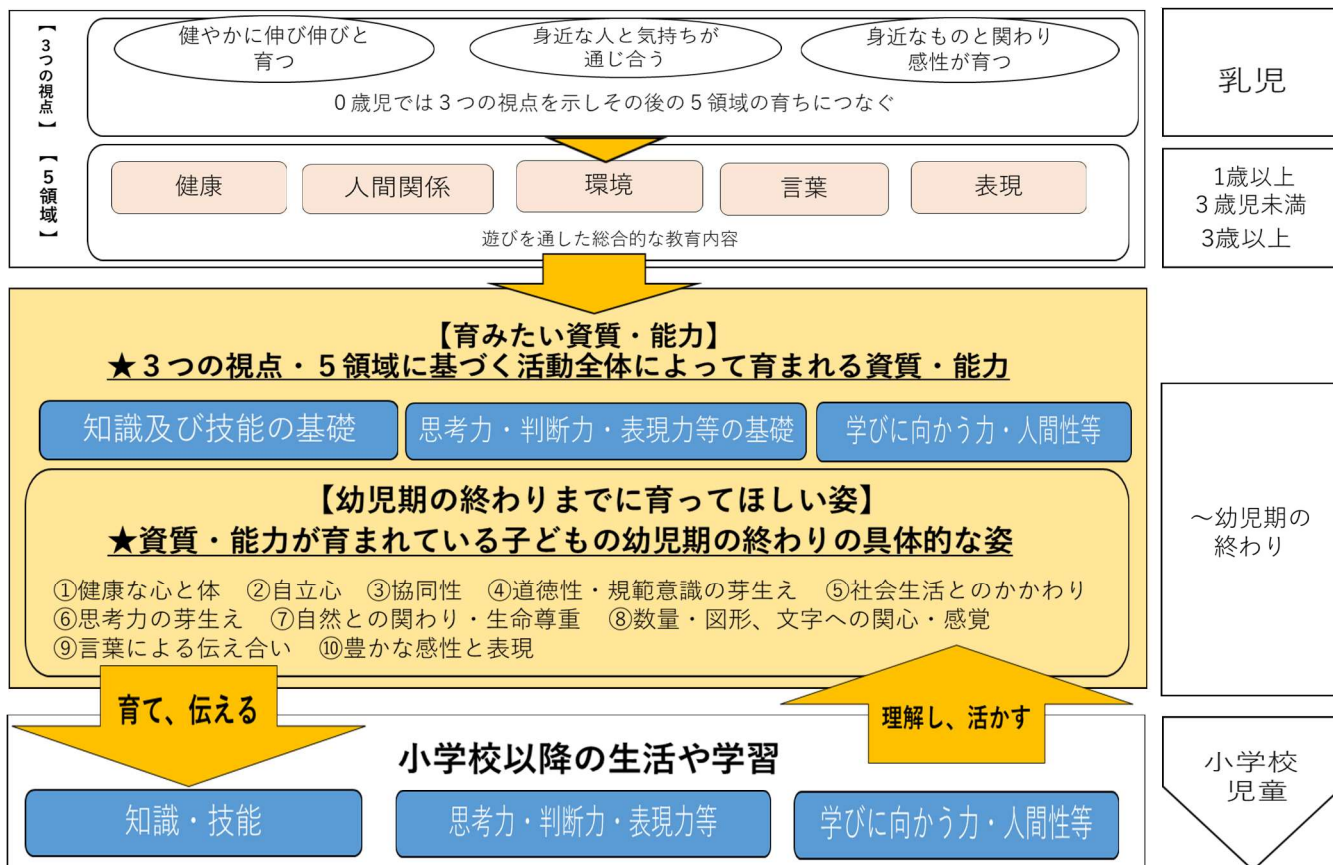
（地域の子育て支援事業等の充実）

- 「（仮称）就学前教育会議」等を活用し、「家庭や地域と連携した幼児期の教育のセンター的機能」の役割を担う市立幼稚園が中心となって、市内の就学前教育施設が実施している地域の子育て支援事業や発達相談等の情報発信や情報共有、意見交換を行うこと等により、就学前教育施設における地域の子育て支援事業や発達相談の取組を充実し、これまで以上に、保護者や子どもが参加・相談しやすい環境を整備します。

（情報発信）

- 上記取組の成果等については、ホームページ・YouTube・Instagram等の電子媒体や、リーフレット等の紙媒体を活用することで、効果的に就学前教育施設、小学校、保護者等へ情報発信します。

(参考①：幼稚園教育要領等における「育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」)



(参考②：「尼崎市就学前の子どもの教育・保育についての基本的な考え方（リーフレット）」より)



柱 2 インクルーシブ教育の推進

【方向性】

障害者権利条約の趣旨等を踏まえつつ、以下の方向性でインクルーシブ教育を推進します。

- ① 近年、特別な支援が必要な子どもの数が増加するとともに支援内容も多様化し、子ども一人一人の発達の特性に合った適切な支援等を行う必要があり、今後もその傾向が継続することが予想される中、
 - ・ 市立幼稚園において、特別な支援が必要な子どもの受入の拡充、入園基準や職員配置基準について整理を行った上で、第 3 者の意見を踏まえ入園や職員配置を判断します。
 - ・ 私立幼稚園等においても、特別な支援が必要な子どもの受入環境を整備するための施策を実施します。
- ② 就学前教育施設の教職員が、
 - ▶ インクルーシブ教育の研究・実践結果や特別な支援が必要な子どもの就園方法、小学校への引継方法等について、情報発信や情報共有、意見交換等を行う場を設置することや、
 - ▶ 必要に応じて、インクルーシブ教育の推進にかかる専門的な助言・情報提供等を受けることができる体制を構築すること等により、市内の就学前教育施設の教職員の資質向上を図ります。
- ③ 就学前教育施設の教職員・保護者等が交流できる場を設置することや外国籍の子どもを含めた市立幼稚園におけるインクルーシブ教育の研究・実践を行い、その成果を就学前教育施設、小学校、保護者等に情報発信し、地域全体（子どもに関わる全ての人）が特別な支援が必要な子ども等の理解を深めることにより、インクルーシブ教育の充実を図ります。

【主な取組内容】

（特別な支援が必要な子どもの受入人数の拡充）

- 市立幼稚園における現在の特設学級（各年齢定員 5 人）を廃止し、各学級における定員内で受け入れ、1 学級における特別な支援が必要な子どもの受入人数を拡充します。（現時点では、1 学級における特別な支援が必要な子どもの受入人数は、原則、定員の概ね 1/3 以内を想定。但し、あくまで目安であり、子どもの状況によっては、1/3 を超えて受け入れる場合や下回る場合もあります。）

※ 令和 8 年度の新入園児より受入人数の拡充を行います。

- ▶ 1 学級 25 人定員の場合 ⇒ 通常幼児概ね 17 人：特支幼児概ね 8 人
- ▶ 1 学級 30 人定員の場合 ⇒ 通常幼児概ね 20 人：特支幼児概ね 10 人
- ▶ 1 学級 35 人定員の場合 ⇒ 通常幼児概ね 23 人：特支幼児概ね 12 人

（就園検討会議の運営）

- 特別な支援が必要な子どもの入園や加配職員の配置人数について、令和 5 年度に設置した就園検討会議の意見を踏まえながら、子ども一人ひとりの育ちにとってどのような集団保育が望ましいのか、また、そのためにはどのような支援が必要かを考えた上で判断します。

※ なお、就園検討会議は、医師・臨床心理士等の専門家や庁内関係課の職員で構成します。また、現時点においては決定機関ではなく、より入園等の判断をしやすくするために、意見を聴取するための機関として設置します。

（私立幼稚園等への補助制度の創設）

- 私立幼稚園等において、特別な支援が必要な子どもの受け入れを推進するための補助制度を創設します。

（幼児教育アドバイザーの派遣、人材育成）

- 「幼児教育アドバイザー」（詳細は 14 頁記載）を配置し、本アドバイザーを市内の就学前教育施設へ派遣することにより、特別な支援が必要な子どもの支援方法の助言・情報提供、園内研修会、事例研究会等の支援を行います。

（交流の場の設置、発達相談）

- その他、市立幼稚園の空き保育スペースを活用して、市内の就学前教育施設における特別な支援が必要な子どもの保護者や特別支援教育に関わる教職員が交流できる場を新たに設置するとともに、特別支援教育専門相談員による発達相談等を行います。

（情報発信等）

- 特別な支援が必要な子どもの数が増加するとともに、支援内容が多様化していること等から、「（仮称）就学前教育会議」を活用すること等により、市立幼稚園等における研究・実践結果を情報発信するとともに、「官民幼保の取組や成果」「国や他都市の先進事例」の情報共有や意見交換等を行います。
- 上記の取組みの成果等については、ホームページ・YouTube・Instagram等の電子媒体や、リーフレット等の紙媒体を活用することで、効果的に就学前教育施設、小学校、保護者等へ情報発信します。

柱 3 幼稚園・保育所と小学校の円滑な接続

【方向性】

- ① 5 歳児のカリキュラム（アプローチ時期）と小学校 1 年生のカリキュラム（スタート時期）を一体的に捉えた独自のカリキュラムを実施している幼保小接続カリキュラム実践校園所や交流連携（幼児児童間交流、教師間連携、施設の相互利用）を実施する校園所を増やす等、将来的には可能な限り市内の多くの校園所で、国が示す連携ステップ²のステップ 4（接続を見通して編成・実施された教育課程について、実践結果を踏まえ、更によりよいものとなるよう検討が行われている。）の状態を目指します。

※現在は多くの校園所がステップ 2 の状態

² 連携ステップ

ステップ 0：連携の予定・計画がまだない。

ステップ 1：連携・接続に着手したいが、まだ検討中である。

ステップ 2：年数回の授業、行事、研究会などの交流があるが、接続を見通した教育課程の編成・実施は行われていない。

ステップ 3：授業、行事、研究会などの交流が充実し、接続を見通した教育課程の編成・実施が行われている。

ステップ 4：接続を見通して編成・実施された教育課程について、実践結果を踏まえ、更によりよいものとなるよう検討が行われている。

② 就学前教育施設や小学校の教職員が、

- ▶ 幼保小連携推進の取組について、情報発信や情報共有、意見交換等を行う場を設置することや、
- ▶ 必要に応じて、幼保小接続カリキュラムの作成や交流連携等の幼保小の連携推進にかかる専門的な助言・情報提供等を受けることができる体制を構築すること

等により、市内の就学前教育施設の教職員の資質向上を図ります。

- ③ ・「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」が到達目標ではなく、小学校以降の実践につなげていく必要があること
- ・「接続期」がその後の学びのプロセスの基盤となること等の幼保小連携の重要性
 - ・ 幼保小接続カリキュラムの実践等、幼保小連携推進事業の効果検証を行い、その成果等を就学前教育施設、小学校、保護者等に情報発信し、地域全体（子どもに関わる全ての人）が幼保小連携の理解を深めることにより、幼児期から児童期への学びの連続性を意識した教育に取り組みます。

【主な取組内容】

（幼保小連携推進委員会の運営等）

- 官民幼保が連携し幼保小連携の充実策の検討等を行うため、現在実施している「幼保小連携推進委員会」「全体研修会」「地区別情報交換会」「公開教育」において、学識経験者からのアドバイス等を受けながら、就学前教育施設における研究・実践結果を情報発信するとともに、「官民幼保小の取組や成果」「国や他都市の先進事例」の情報共有や意見交換等を行います。

※ 現在実施している「幼保小連携推進委員会」については、「（仮称）就学前教育会議（幼保小連携推進部会）」に位置づける予定です。

- 「全体研修会」「地区別情報交換会」「公開教育」については、市内の就学前教育施設の教職員や小学校の教職員、更には、「接続期」の5歳児、1年生の担任だけでなく、全ての学年の教職員に参加を促すことで、幼保小の連携について理解を深めます。

（幼保小連携推進事業の効果検証）

- 幼保小接続カリキュラムが、幼児期から児童期における円滑な接続の観点でどのような成果があったのか等、幼保小連携推進事業の効果検証を行います。

（幼児教育アドバイザーの派遣）

- 「幼児教育アドバイザー」（詳細は14頁記載）を配置し、本アドバイザーを市内の就学前教育施設へ派遣することにより、幼保小の連携推進にかかる専門的な助言・情報提供、園内研修会、事例研究会等の支援を行います。

（人材育成）

- 市立の就学前教育施設と小学校の教職員が相互の取組を学ぶための効果的な研修等の実施を検討します。

（情報発信）

- 上記の取組の成果等については、ホームページ・YouTube・Instagram等の電子媒体や、リーフレット等の紙媒体を活用することで、効果的に就学前教育施設、小学校、保護者等へ情報発信します。

2 「幼児教育アドバイザー」の配置

(1) 配置趣旨

「尼崎市就学前教育ビジョン」の3つの柱「就学前教育の質の向上」「インクルーシブ教育の推進」「幼稚園・保育所と小学校の円滑な接続」に掲げる取組を推進するため幼稚園または小学校教諭の免許や保育士の資格を有する「幼児教育アドバイザー」を配置し、市内の就学前教育施設（0歳～5歳）の教職員に対する支援を行います。

(2) 機能・役割

市内の就学前教育施設に、3つの柱にかかる専門的な助言・情報提供、園内研修（自主研修を含む。）、事例研究会等の支援を行います。

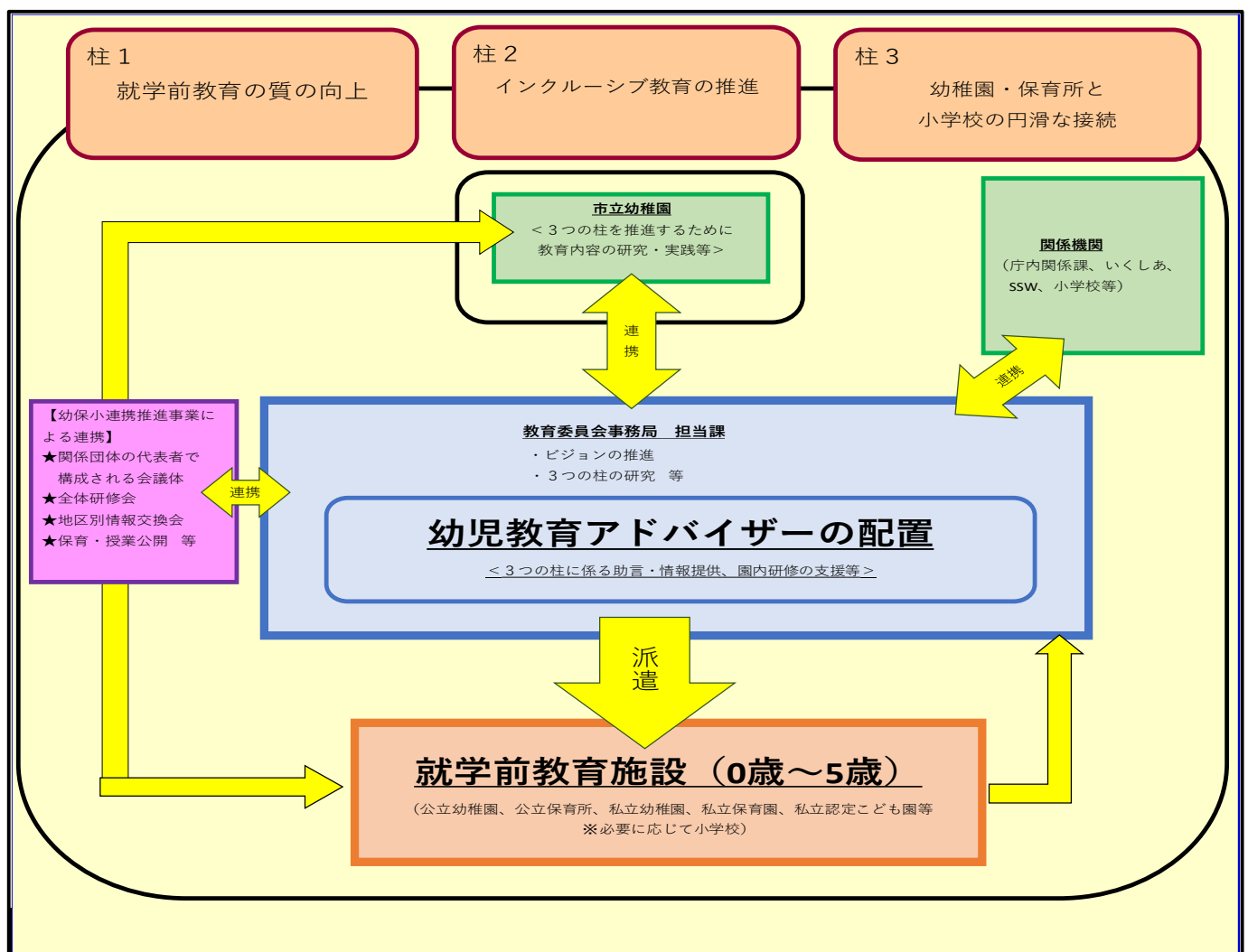
また、幼児教育アドバイザーは、必要に応じて関係機関へのつなぎ支援やSSWとの連携も行います。

なお、市立幼稚園での研究・実践成果、他の就学前教育施設や関係機関から情報提供を受けた研究・実践成果、幼児教育アドバイザーが現地に出向くことにより把握したニーズや事例も、幼児教育アドバイザーの派遣に活用します。

(3) 配置時期

令和8年度（予定）

（参考③：「幼児教育アドバイザー」派遣イメージ）



§3 市立幼稚園の運営体制等

市立幼稚園については、本市における就学前の学校教育の水準を示す役割や特別な支援が必要な子どもを可能な限り受け入れる役割等を担っていると考えておりますが、園児数が大幅に減少し、一方では、特別な支援が必要な子どもの入園割合が増加傾向にあります。また、本市全体の保育需要は増加の一途にあり、待機児童の解消は、本市の子育て支援を推進していく中で、喫緊の課題となっております。

このような状況のため、費用対効果を勘案するとともに官民幼保の就学前教育施設同士が連携しながら、以下のとおり、再配置やインクルーシブ教育の充実（教育期間の見直し、受入人数の拡充）等を図る中で、市立幼稚園の役割を果たしていきます。

また、市立幼稚園については、幼保連携の視点から、一時預かり事業の拡充による待機児童対策等も実施します。

1 市立幼稚園の役割

市立幼稚園は、他の就学前教育施設と連携しながら本市において確保されるべく就学前の学校教育の水準を示すとともに、その水準を向上させる役割を担っていると考えております。このことから、本ビジョンにおける、3つの柱に関する研究・実践等、3つの柱を推進するための取組については、3年保育を実施する中で市立幼稚園が中心となって推進します。

- ▶ 特に、柱1では、就学前の教育内容と小学校以降の「後伸びする力」「生きる力」のつながりについての検証等を、柱2では、本ビジョンにおいて、市立幼稚園は特別な支援が必要な子どもの受入人数を拡充し、定員の概ね1/3受け入れることとしており、これらの幼保小連携の実践内容の就学前教育施設等への情報発信等を、柱3では、これまでもアプローチ時期に有効なカリキュラムの作成や学識経験者が参加する中で教育内容の公開等を市立幼稚園が実施しておりますが、今後も引き続き市立幼稚園が中心となって幼保小連携を推進し、更に、これらの取組の効果についての検証等を行います。
- ▶ なお、3つの柱の推進については、幼児教育アドバイザーとの連携を図りながら推進します。

また、市立幼稚園は、増加する特別な支援が必要な子どもを可能な限り受け入れる役割を担っていると考えております。

2 市立幼稚園の再配置

近年における市内の就学前児童数の減少に伴い、特に公立・私立ともに幼稚園・認定こども園（1号）の利用者数は減少しており、今後も減少していくことが見込まれる中、費用対効果を勘案するとともに官民幼保の就学前教育施設同士が連携しながら就学前教育の取組を推進していく必要があります。

また、特別な支援が必要な子どもの受入枠の拡充や教育期間（保育年齢）の見直しを行う等、市立幼稚園が3つの柱を推進するためには、人材等の資源を集中させる必要があります。

このような状況の中、少子化を見据えた効果・効率的な運営体制を構築するため、市立幼稚園の再編を行います。

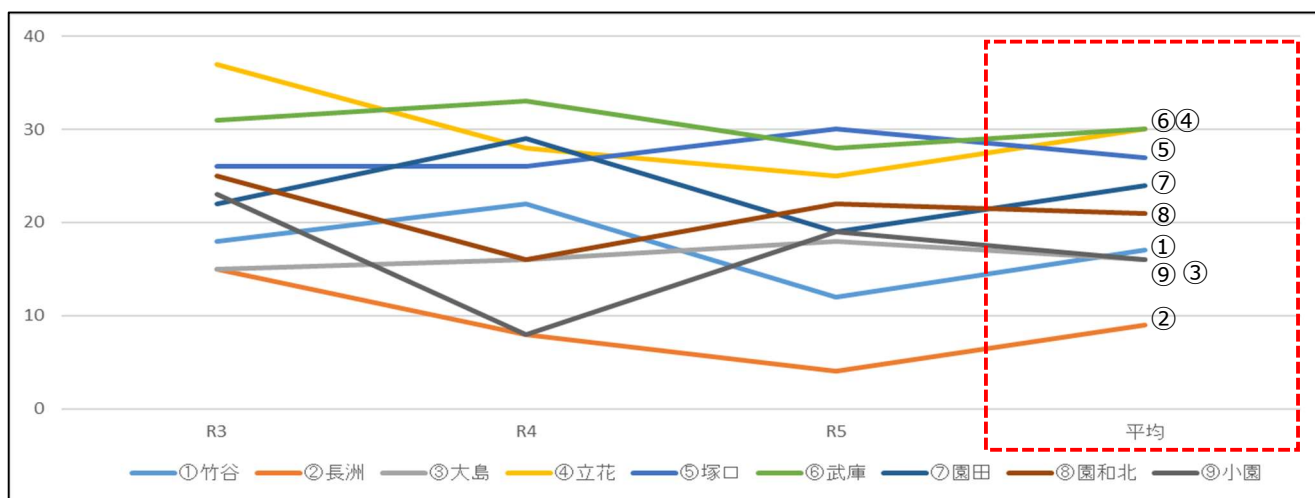
(1) 再配置する幼稚園の考え方

再配置する市立幼稚園は、保護者の需要や地域性（北部、南部、中部）等を踏まえ、大島、立花、塚口、武庫、園田、園和北の 6 園とし、比較的保护者需要（近年の新入園児数）が少ない竹谷、長洲、小園の 3 園については、令和 8 年度から 4 歳児の募集を停止し、令和 9 年度から廃止します。

(2) 存続する園の今後について

存続する幼稚園については、新入園児数が 3 年連続して、定員の半数以下となった場合は、原則、廃止することとし、継続的に市立幼稚園の園数を見直し、段階的に再配置することにより、今後におけるさらなる少子化を見据えた効果・効率的かつ適正な運営体制の構築を目指します。（令和 8 年度の新入園児数より適用。）

（参考④：過去 3 か年の各市立幼稚園の新入園児数（4 歳児）の推移）

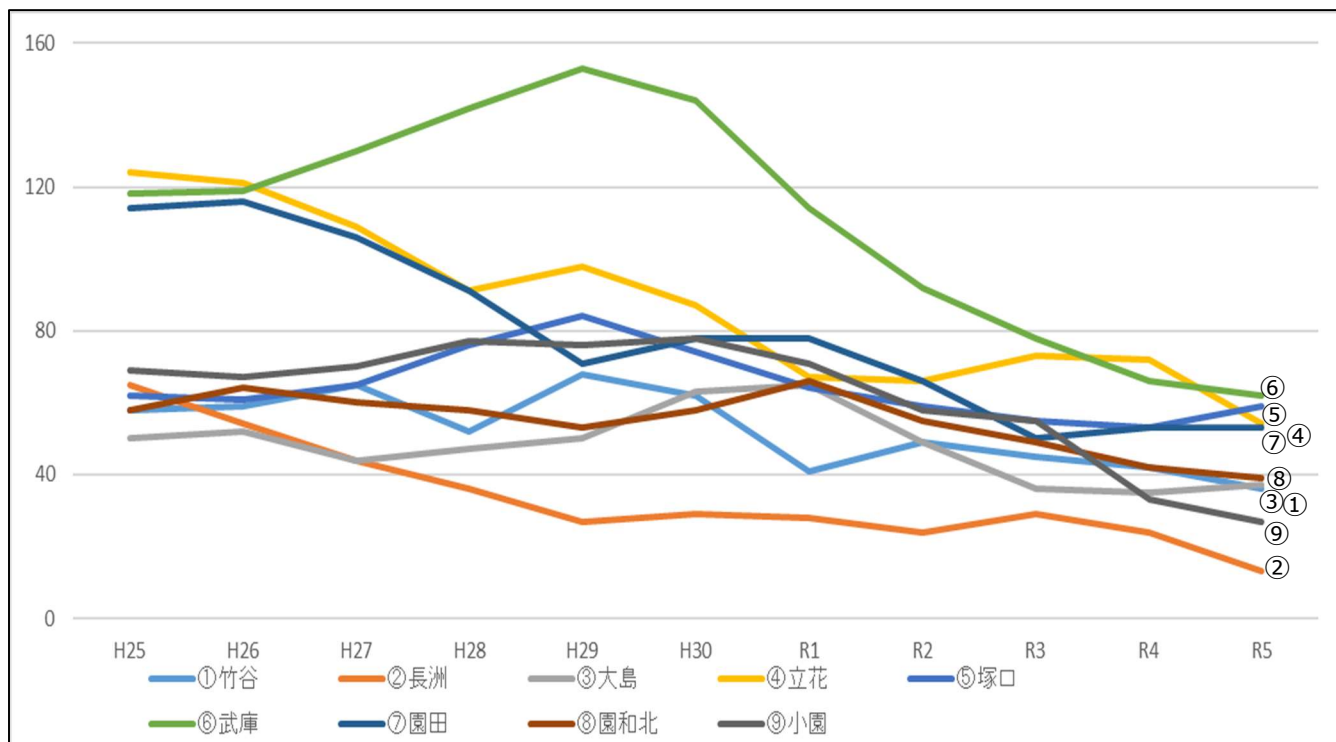


（単位：人）

幼稚園名	R3			R4			R5			平均		
	通常 学級	特設 学級	計	通常 学級	特設 学級	計	通常 学級	特設 学級	計	通常 学級	特設 学級	計
①竹谷	15	3	18	17	5	22	11	1	12	14	3	17
②長洲	12	3	15	6	2	8	2	2	4	7	2	9
③大島	10	5	15	12	4	16	12	6	18	11	5	16
④立花	32	5	37	23	5	28	17	8	25	24	6	30
⑤塚口	21	5	26	22	4	26	21	9	30	21	6	27
⑥武庫	26	5	31	28	5	33	19	9	28	24	6	30
⑦園田	20	2	22	25	4	29	14	5	19	20	4	24
⑧園和北	21	4	25	14	2	16	18	4	22	18	3	21
⑨小園	20	3	23	4	4	8	16	3	19	13	3	16

※園児数は各年度 5 月 1 日現在

(参考⑤：近年における各市立幼稚園の園児数の推移)



(単位：人)

幼稚園名	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
①竹谷	58 (5)	59 (8)	65 (10)	52 (3)	68 (3)	62 (7)	41 (4)	49 (7)	45 (8)	42 (10)	36 (6)
②長洲	65 (5)	54 (5)	44 (6)	36 (4)	27 (4)	29 (5)	28 (3)	24 (3)	29 (6)	24 (5)	13 (4)
③大島	50 (-)	52 (-)	44 (1)	47 (5)	50 (6)	63 (8)	65 (5)	49 (8)	36 (10)	35 (9)	37 (11)
④立花	124 (9)	121 (10)	109 (6)	91 (7)	98 (10)	87 (10)	67 (10)	66 (10)	73 (9)	72 (10)	54 (13)
⑤塚口	62 (-)	61 (-)	65 (2)	76 (5)	84 (6)	74 (9)	64 (9)	59 (10)	55 (10)	53 (9)	59 (14)
⑥武庫	118 (-)	119 (-)	130 (4)	142 (6)	153 (4)	144 (9)	114 (7)	92 (9)	78 (10)	66 (10)	62 (14)
⑦園田	114 (-)	116 (-)	106 (4)	91 (5)	71 (1)	78 (6)	78 (8)	66 (7)	50 (4)	53 (6)	53 (10)
⑧園和北	58 (-)	64 (-)	60 (3)	58 (7)	53 (6)	58 (3)	66 (5)	55 (5)	49 (6)	42 (6)	39 (6)
⑨小園	69 (-)	67 (-)	70 (3)	77 (9)	76 (6)	78 (3)	71 (6)	58 (9)	55 (8)	33 (7)	27 (7)

※園児数は各年度 5 月 1 日現在

※ () の人数はうち特設学級園児数

(参考⑥：市立幼稚園、私立幼稚園・認定こども園（1号）の市負担額の比較（令和5年度予算ベース）)

区分	市立幼稚園	私立幼稚園・認定こども園（1号）
歳出 （運営費等）	608,000 千円	2,691,000 千円
歳入 （国庫・県費補助金）	8,000 千円	1,884,000 千円
園児数	380 人	4,281 人
一人あたりの市負担	約 160 万円	約 63 万円
（参考）一人あたりの市負担 （一般財源ベース）	約 158 万円	約 19 万円

※私立幼稚園には別途、兵庫県において運営費（私学助成等）が予算計上されております。

(3) 学級定員の考え方

存続する幼稚園における各学年の学級定員は、幼稚園設置基準（1学級 35 人以下）の最大人数を基準に、4・5 歳児からの入園希望者の受入人数を勘案し、特別な支援が必要な子どもを含め 3 歳児を 25 人、4 歳児を 30 人、5 歳児を 35 人に設定します。

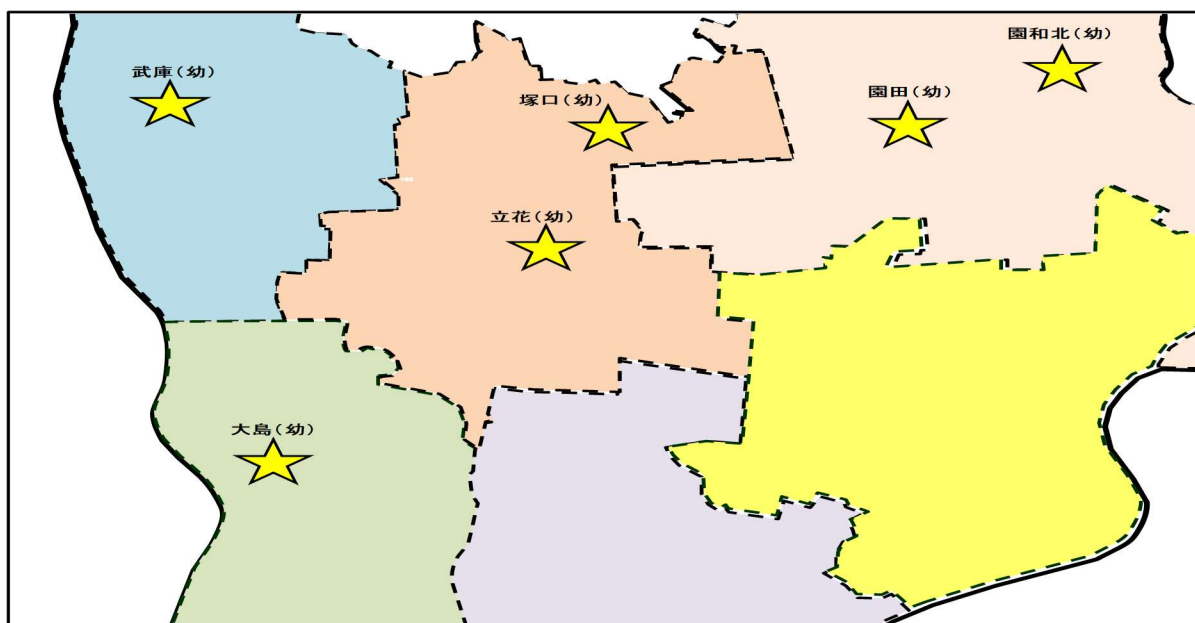
また、各年齢の学級数は、現在の各園の園児数を勘案し、1 学級とします。

※ 存続する 6 園については、令和 8 年度の新入園児（3 歳児、4 歳児）より新基準の定員に変更しますが、5 歳児については旧基準のままとなります。令和 9 年度より新基準で全面実施を予定しております。

(参考⑦：再配置後の学級数、定数)

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
現行 (R5)	市立幼稚園	竹谷	長洲	大島	立花	塚口	武庫	園田	園和北	小園	計
	学級数	4歳	1	1	1	1	1	1	1	1	9
		5歳	1	1	1	1	1	1	1	1	9
		特設	1	1	1	1	1	1	1	1	9
		合計	3	3	3	3	3	3	3	3	27
	在園児数	4歳	11	2	12	17	21	19	14	18	130
		5歳	19	7	14	24	24	29	29	15	165
		特設	6	4	11	13	14	14	10	6	85
		合計	36	13	37	54	59	62	53	39	380
案 (R9～)	市立幼稚園	● 廃止	● 廃止	○ 存続	○ 存続	○ 存続	○ 存続	○ 存続	○ 存続	● 廃止	計
	学級数	3歳		1	1	1		1			4
		4歳		1	1	1	1	1	1		6
		5歳		1	1	1	1	1	1		6
		合計		3	3	3	2	3	2		16
	定員	3歳		25	25	25		25			100
		4歳		30	30	30	30	30	30		180
		5歳		35	35	35	35	35	35		210
		合計		90	90	90	65	90	65		490

(参考⑧：再配置後の市立幼稚園位置図)



(4) 通園補助等

現在、公共交通機関の利用者に通園に要する経費の一部を補助することにより、経費負担の軽減を図っておりますが、現行制度を拡充し、身体障害者等が自動車で通園する必要がある場合は、駐車場代を補助する等、通園に係る補助制度等の拡充を検討します。

(開始時期：令和8年度(予定))

3 インクルーシブ教育の充実

尼崎市就学前教育ビジョンでは、市内の就学前教育施設のインクルーシブ教育を推進するために、市立幼稚園において、特別な支援が必要な子どもの受入人数の拡充、「就園検討会議」の運営、職員配置の充実やインクルーシブ教育の研究実践等を行うこととしておりますが（詳細は 11-12 頁記載）、これらの取組をより効果的に実施するために、以下の内容について充実を図ります。

(1) 教育期間（保育年齢）の見直し

幼稚園教育要領の考え方において、「「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は 5 歳児に突然見られるようになるものではないため、5 歳児だけではなく、3 歳児、4 歳児の時期から、幼児が発達していく方向を意識して、それぞれの時期にふさわしい指導を積み重ねていくことに留意する必要がある」と示されている中、3 歳児から子ども一人一人の発達特性に応じた適切な支援を行うため、また、増加している特別な支援が必要な子どもが、可能な限り幼児教育を受けることができないという状況にならないようにするため、更には、特別支援教育の研究実践を進めるためにも、市立幼稚園での 3 歳児からの受入は必要であります。

そのため、本ビジョンにおけるインクルーシブ教育の充実に向けた取組として、費用対効果等を勘案する中で、大島、立花、塚口、園田の 4 園において、現行の教育期間である 2 年から 3 年への実施体制へ見直します。

（開始時期：令和 8 年度（予定））

また、各園で、インクルーシブ教育を充実させる取組として異年齢の交流を行い、更には、市立の小・中学校においては、令和 4 年度より全校に特別支援教育支援員を配置するとともに、通級による指導を実施する体制を整備する等、特別支援教育の取組を拡充しており、市立幼稚園でのインクルーシブ教育の取組を、小中学校の取組へつなげることで、市立幼稚園、小・中学校が連続性を持って、子ども一人一人の発達に応じた適切な支援を行います。

(2) 受入人数の拡充

特別な支援が必要な子どもの増加に対応するため、市立幼稚園における特別な支援が必要な子どもの受入人数については、教育期間や各年齢の受入枠の見直しにより、現在の 90 人（9 園）から概ね 164 人（6 園）まで拡充します。

●特別な支援が必要な子どもの受入人数

<現在>

各園 10 人（4 歳児：5 人、5 歳児：5 人）×9 園＝計 90 人



<見直し後（予定）>

①3 年保育実施園（4 園）

各園概ね 30 人（3 歳児：概ね 8 人、4 歳児：概ね 10 人、5 歳児：概ね 12 人）×4 園＝計概ね 120 人

②2 年保育実施園（2 園）

各園概ね 22 人（4 歳児：概ね 10 人、5 歳児：概ね 12 人）×2 園＝計概ね 44 人

①＋②＝計概ね 164 人

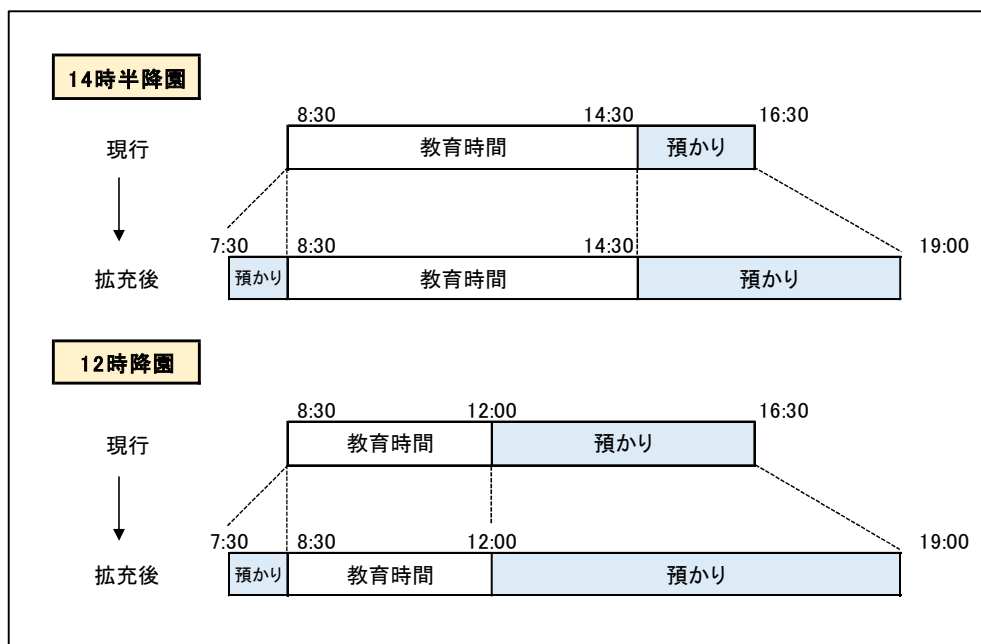
4 幼保連携等による取組

(1) 一時預かり事業の拡充

働きながら子育てする家庭等を支援するため、存続する園の一時預かり事業の実施時間について拡充します。

その内容としては、公立保育所の開所時間と合わせ、現在、市立幼稚園において教育課程に係る教育時間終了後 16 時 30 分までの実施時間を 19 時まで拡充し、現在実施していない教育課程に係る教育時間開始前に 7 時 30 分から 8 時 30 分までの間、新たに実施します。（開始時期：令和 8 年度（予定））

（参考⑨：一時預かり事業の拡充イメージ）



(2) 跡地活用等

再配置後の市立幼稚園の廃園跡地については、次のとおり活用を検討していきます。

- ▶ 竹谷幼稚園
隣接する竹谷小学校の敷地に編入（予定）
- ▶ 長洲幼稚園
杭瀬保育所の建替地としての活用（予定）
- ▶ 小園幼稚園
教育財産から普通財産へ所管替えし、その他の施策への活用を検討

(3) 認定こども園

認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、

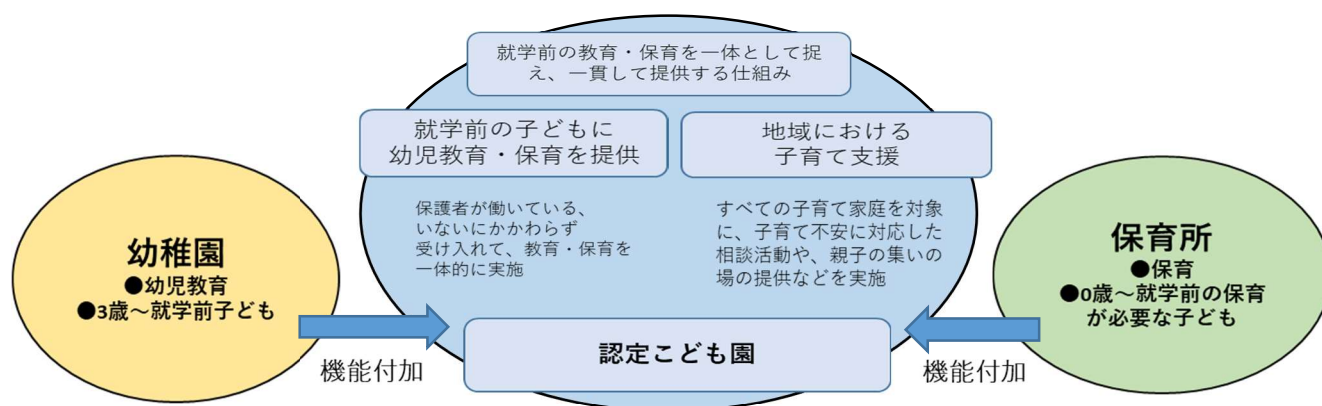
- ア 保護者の就労の有無にかかわらず施設の利用が可能
 - イ 集団活動・異年齢交流に大切な子ども集団を保ち、すこやかな育ちを支援
 - ウ 既存の幼稚園の活用により待機児童対策を推進
 - エ 育児不安の大きい専業主婦家庭への支援を含む地域における子育て支援の充実
- といった有効性があります。

但し、認定こども園を設置するには、建物や土地の確保、幼稚園と保育所職員の連携、職員の配置や施設整備に必要な財源の確保等の課題があります。

また、本市の就学前児童数は今後減少し続け、増加を続ける保育需要も将来的にどのような状況になるのか予想ができない等、本市の就学前児童の状況は、今後大きく変化することが見込まれる中、新たな就学前教育施設の設置は難しいと判断しました。

そのため、本ビジョンでは認定こども園の設置については、見送るものとしますが、今後については、本ビジョンの見直し・点検時等を含め新たに就学前教育施設の方角性について検討する際には、認定こども園の設置についての必要性や有効性が認められる場合は、再度検討することとします。

(参考⑩：認定こども園の機能イメージ)



§4 スケジュール

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度～
行 程	就学 前 教 育 ビ ジ ヨ ン 策 定 官民幼保における連携取組 3つの柱の推進 柱1：就学前教育の質の向上 柱2：インクルーシブ教育の推進 柱3：幼稚園・保育所と小学校の円滑な接続 「幼児教育アドバイザー」の配置【R8～】 存続園（大島・立花・武庫・塚口・園田・園和北） 3歳児 募集受付 インクルーシブ教育の充実等 1) 特設学級の廃止【R8～】※5歳児は旧基準 2) 3歳児の受入開始【R8～】 3) 一時預かり事業の拡充【R8～】 4) 私立幼稚園等への補助制度の創設【R8～】 廃止園（竹谷・長洲・小園） 4歳児募集停止 廃園（跡地活用等）		
園 数	9 園	9 園	6 園

§5 尼崎市就学前教育ビジョンの実施期間等

本ビジョンの始期は令和 7 年度とするが、本市の就学前児童数や近年における幼児教育を巡る国の政策等に大きな変化が見られる状況であるため、終期は定めないものとします。

但し、本ビジョンの点検や見直しを原則 5 年ごとに実施し、その中で必要に応じて、改廃（次期計画の策定を含む。）するものとします。

令和 6 年 2 月

尼崎市・尼崎市教育委員会

ひと咲き まち咲き あまがさき

尼崎市就学前教育ビジョン【概要版】

～官民幼保の就学前教育施設等が共に「後伸びする力」「生きる力」を育みます～

§ 1 尼崎市就学前教育ビジョンの策定趣旨

1 背景

【本市の現状】

- ・市立幼稚園において、少子化の影響や保育需要の増加等による園児数の大幅な減少
- ・一方、特別な支援が必要な子どもの入園割合は増加傾向
- ・本市全体の保育需要は増加の一途にあり、待機児童の解消が喫緊の課題

【国の現状】

- ・幼児教育の質の向上を目的として、「育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」を共通化して明確にすることで幼稚園教育要領等の内容について整合化

このような状況に対応するため、官民幼保の就学前教育施設における教育内容等の充実策や連携方法、更には、今後の市立幼稚園に求められる機能・役割や少子化を見据えた効果・効率的な運営体制等について、その方向性や取組等を示す「尼崎市就学前教育ビジョン」を策定し、就学前教育施設の関係者や地域の人々等と共に、就学前教育の充実を目指します。

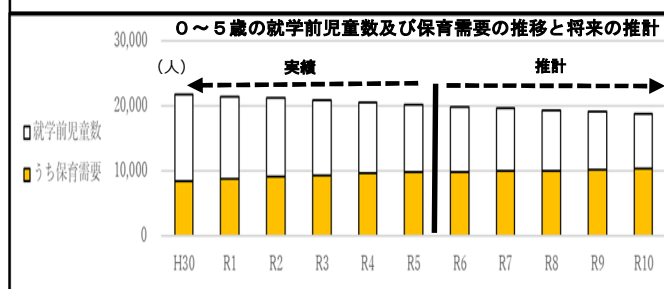
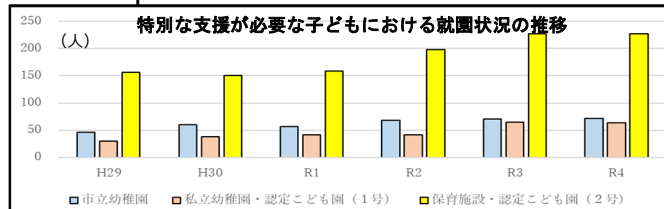
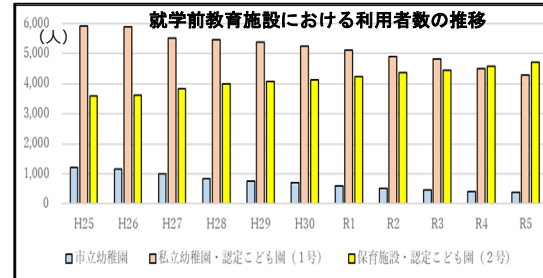
2 就学前教育施設の現状

(1) 就園状況等

・市内の就学前教育施設における就園状況として、市立幼稚園の園児数は、この10年間で約7割減少(H25:1,210人⇒R5:380人)し、私立幼稚園・認定こども園(1号)の園児数においても、この10年間で年々減少(H25:5,908人⇒R5:4,281人)。一方で、保育施設・認定こども園(2号)を利用する子どもの数は、この10年間で約3割増加(H25:3,584人⇒R5:4,711人)

・特別な支援が必要な子どもの就園状況として、就学前教育施設における特別な支援が必要な子どもの利用者は、近年、増加傾向にあります。

・就学前児童数及び保育需要の推移と将来の推計として、本市における0歳から5歳の就学前児童数は、減少していくことが見込まれます。一方で、そのうち保育需要については、増加しながら推移していくことが見込まれます。



(2) 取組と課題等

● 就学前の教育内容等

- ・幼稚園教育要領等が平成29年3月に改訂され「育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」について内容が共通化される中、就学前の教育内容がどのように「育みたい資質・能力」や小学校以降の「後伸びする力(非認知能力)」につながっているのか等の見える化や就学前教育施設等への情報発信等が十分にできていない状況です。
- ・本市における就学前教育については、平成26年12月に策定した「就学前の子どもの教育・保育についての基本的な考え方」に基づき実施しているが、国の政策や本市の就学前教育の現状を踏まえた改訂を検討する必要があります。

● インクルーシブ教育

- ・市立幼稚園においては、特別な支援が必要な子どもを支援するため、平成27年度から各年齢定員5人(1人の教員配置)とする特設学級を全園に設置しておりますが、特別な支援が必要な子どもの数が増加している中、今後、希望する園に入園できないという事態をできる限り無くしていく必要があります。
- ・通常学級と特設学級の狭間の子どもが増加している状況を踏まえ、令和3年度より全園に教育支援員を1人ずつ配置しております。
- ・市立幼稚園の特設学級への入級にあたっては、特別支援教育専門相談員からの助言等を踏まえて園長が判断しておりますが、当該子どもの成長にとって今必要なのは集団保育か或いは個別の療育か等の判断が難しく、また、発達の特性が多様化する中で、1人の教員が子ども5人に対する支援を行うことは難しい状況にあります。
- ・特別な支援が必要な子どもが増加しているため、私立幼稚園等においても、特別な支援が必要な子どもを受け入れるための環境を整備する必要があります。

● 幼保小連携

- ・これまで、関係機関の代表者を構成員とする「幼保小連携推進委員会」で意見交換を行うとともに、学識経験者からの指導や助言を受けながら「全体研修会」「地区別情報交換会」「公開教育」を実施しており、
- ・また、就学前教育施設と小学校間において幼児児童間交流、教師間連携、施設の相互利用等の「交流連携」や、5歳児と小学校1年生のカリキュラムを一体的に捉えた、独自のカリキュラムを実施している幼保小接続カリキュラム実践校園所を4カ所設置しておりますが、
- ・「全体研修会」「地区別情報交換会」「公開教育」や「交流連携」については参加・実施できていない校園所があり、幼保小接続カリキュラム実践校園所も少ない状況にあります。
- ・また、幼保小接続カリキュラム等の幼保小連携推進事業が、具体的に子どもにどのような影響を与えているのかが教職員等にとって分かりにくいといった課題があります。

※上記取組については、市内の就学前教育施設間で情報発信や情報共有、意見交換等が十分にできていない、就学前教育施設へ専門的なアドバイス等をするための仕組みが十分に整備されていない、という課題があります。

§ 2 尼崎市が目指す就学前教育の取組

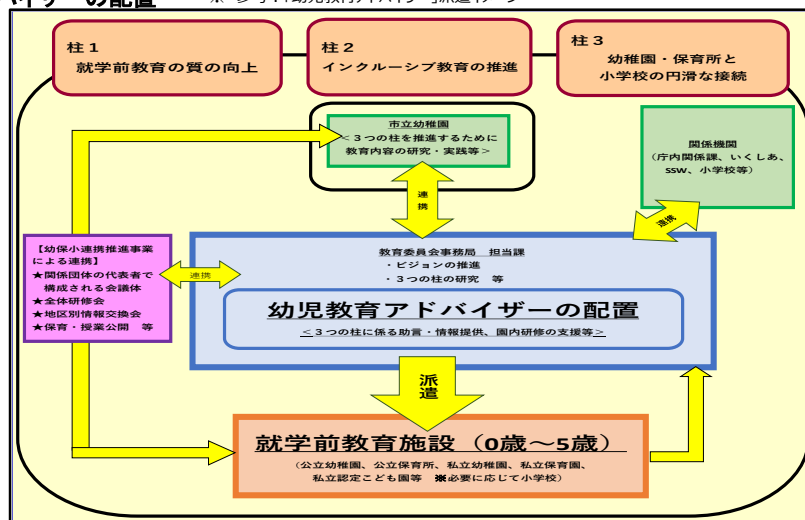
1 3つの柱の推進

柱1	就学前教育の質の向上	柱2	インクルーシブ教育の推進	柱3	幼稚園・保育所と小学校の円滑な接続
【主な取組内容等】 ○(仮称)就学前教育会議の設置 ・官民幼保が連携し就学前教育の充実策の検討等を実施 ○学びと育ち研究所との連携等 ・就学前教育内容がどのように「育みたい資質・能力」や小学校以降の「後伸びする力(非認知能力)」につながっているのか等について、学びと育ち研究所との連携による検証等を実施 ○幼児教育アドバイザーの派遣 ・「幼児教育アドバイザー」を市内の就学前教育施設へ派遣することにより、教育内容にかかる専門的な助言・情報提供・園内研修会等の支援(柱2・柱3も同様) ○スタンダードの作成 ・尼崎市の就学前教育のスタンダードとして「就学前の子どもの教育・保育についての基本的な考え方」を改訂 ○情報発信 ・上記取組の成果等を、効果的に就学前教育施設、小学校、保護者等へ発信(柱2・柱3も同様)		【主な取組内容等】 ○特別な支援が必要な子どもの受入人数の拡充 ・市立幼稚園における特別な支援が必要な子どもの、1学級における受入人数を拡充(定員の概ね1/3以内を想定) ○就園検討会議の運営 ・就園検討会議(委員:医師や庁内関係課の職員等)の意見を踏まえ特別な支援が必要な子どもの入園や加配職員の配置人数について判断 ○私立幼稚園等への補助制度の創設 ・私立幼稚園等において、特別な支援が必要な子どもの受け入れを推進するための補助制度を創設 ○交流の場の設置、発達相談 ・市立幼稚園の空き保育スペースを活用して、交流の場の設置や発達相談等を実施		【主な取組内容等】 ○幼保小連携推進委員会の運営等 ・「幼保小連携推進委員会」「全体研修会」「地区別情報交換会」「公開教育」により官民幼保が連携し幼保小連携の充実策の検討等を実施 ○効果検証 ・幼保小接続カリキュラムが、幼児期から児童期における円滑な接続の観点でどのような成果があったのか等、幼保小連携推進事業の効果検証を実施 ○人材育成 ・市立の就学前教育施設と小学校の教職員が相互の取組を学ぶための効果的な研修等の実施を検討 ○国が示す連携ステップ ・上記取組を通じて、幼保小接続カリキュラムを実践する校園所や交流連携を実施する校園所を増やすことで、できるだけ多くの校園所で、国が示す連携ステップ4の状態を目指す。	

2 幼児教育アドバイザーの配置

※ 参考:「幼児教育アドバイザー」派遣イメージ

幼児教育アドバイザーを教育委員会内に配置し、「尼崎市就学前教育ビジョン」の3つの柱にかかる専門的な助言・情報提供・園内研修等について、市内の就学前教育施設(0歳～5歳)の教職員に対する支援を行います。



§ 3 市立幼稚園の運営体制等

市立幼稚園については、費用対効果を勘案するとともに官民幼保の就学前教育施設同士が連携しながら、以下のとおり、再配置やインクルーシブ教育の充実(教育期間の見直し、受入人数の拡充)等を図る中で、市立幼稚園の役割を果たしていきます。

また、幼保連携の視点から、一時預かり事業の拡充による待機児童対策等も実施します。

1 市立幼稚園の役割

市立幼稚園は、本市における就学前の学校教育の水準を示す役割等を担っていると考えております。このことから、本ビジョンにおける、3つの柱に関する研究・実践等、3つの柱を推進するための取組については、3年保育を実施する中で市立幼稚園が中心となって実施します。

また、増加する特別な支援が必要な子どもを可能な限り受け入れる役割を担っていると考えております。

2 市立幼稚園の再配置

少子化を見据えた効果・効率的な運営体制を構築するため、再編を行います。

●再配置する幼稚園の考え方

- ・保護者の需要や地域性等を踏まえ、「大島」「立花」「塚口」「武庫」「園田」「園和北」の6園を再配置
- ・比較的保護者ニーズが少ない、「竹谷」「長洲」「小園」の3園を廃止【R8より募集停止】

●存続する園の今後について

- ・効果・効率的かつ適正な運営体制を構築するため、存続する園についても、新入園児数が3年連続して、定員の半数以下となった場合は、原則、廃止します。

●通園補助等【R8～】

- ・身体障害者等が自動車で通園する必要がある場合は、駐車場代を補助する等、通園に係る補助制度等の拡充を検討します。

※ 参考:市立幼稚園、私立幼稚園・認定こども園(1号)の市負担額の比較(令和5年度予算ベース)

区分	市立幼稚園	私立幼稚園・認定こども園(1号)
歳出 (運営費等)	608,000 千円	2,691,000 千円
歳入 (国庫・県費補助金)	8,000 千円	1,884,000 千円
園児数	380 人	4,281 人
一人あたりの市負担	約 160 万円	約 63 万円
(参考) 一人あたりの市負担 (一般財源ベース)	約 158 万円	約 19 万円

※ 私立幼稚園には別途、兵庫県において運営費(私学助成等)が予算計上されています。

3 インクルーシブ教育の充実【R8～】

●教育期間(保育年齢)の見直し

- ・インクルーシブ教育の充実に向けた取組として、費用対効果等を勘案する中で、「大島」「立花」「塚口」「園田」の4園を、現行の教育期間である2年から3年への実施体制に見直し

●学級定員の考え方

- ・各学年の学級定員は、特別な支援が必要な子どもを含め、3歳児を25人、4歳児を30人、5歳児を35人に見直し(各学年1学級制)

●受入人数の拡充

- ・市立幼稚園における特別な支援が必要な子どもの受入人数を、現在の90人(9園)から概ね164人(6園)まで拡充

4 幼保連携等による取組

●一時預かり事業の拡充【R8～】

- ・働きながら子育てする家庭を支援するため、存続する園の一時預かりの実施時間を、公立保育所の開所時間と合わせ次のとおり拡充
 - ▶教育時間終了後 16時30分まで ⇒ 19時まで
 - ▶教育時間開始前 7時30分～8時30分までの間、実施

●跡地活用等【R9～】

- ・隣接する小学校や老朽化した公立保育所の建替地等として活用

◎本ビジョンの点検や見直しを原則5年ごとに実施し、その中で必要に応じて、改廃(次期計画の策定を含む。)するものとします。

尼崎市こども計画・目次案

I 尼崎市こども計画とは

1. こども計画とは
2. 計画の位置づけ
3. 計画の期間

II 計画がめざすこと（基本理念）（4ページに掲載）

1. 国におけるめざす姿
2. 本市におけるめざす姿

III 計画の推進（6ページに掲載）

0. 本市の子ども施策を推進する上での前提となる取組
 1. 安全に安心して産み育てることができる環境づくり
 2. 子育てと仕事の調和の実現に向けた環境づくり
 3. すべての子どもが健やかに育つ環境づくり
 4. こどもたちの生きる力をはぐくむ環境づくり

IV 子ども・子育て支援事業計画（7ページに掲載）

1. 概要
2. 教育・保育の提供区域の設定について
3. 教育・保育の量の見込み及び確保方策
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

V 施策を推進する上で基盤となる事項（8ページに掲載）

1. こどもの意見聴取
2. こども施策におけるE B P M及びD Xの推進
3. 地域や関係機関との連携の強化

VI 計画の推進に向けて

1. こども計画とは

- (1) 国の子ども・子育て支援に関する最近の動向（2ページに掲載）
- (2) 法律上の位置付け
 - 「こども基本法」第10条に基づく市町村計画
 - 「こども大綱」を勘案し策定
 - 次世代育成支援対策推進行動計画（「次世代育成支援対策推進法」第8条）及び子ども・子育て支援事業計画（「子ども・子育て支援法」第61条）を包含し、一体的に策定するもの

2. 計画の位置づけ

■本市における計画の位置づけ（3ページに掲載）

- ・尼崎市総合計画の部門別計画
- ・市の各種計画等と連携
- ・「尼崎市子どもの育ち支援条例」第12条に規定する推進計画

3. 計画の期間

令和7年度（2025年度）から、令和11年度（2029年度）までの5年間

- 行政、関係機関、地域等がそれぞれの役割を認識し、連携して計画を推進することが重要。
- 本市の総合計画の進捗と整合させることから、施策評価を核とした「PDCAサイクル」による取組の進捗管理
- 学識経験者・専門家・市民等により構成される子ども・子育て審議会による進捗管理及び提言

I 尼崎市こども計画とは

1. 国のこども・子育て支援に関する最近の動向

● こども基本法の施行

令和5年4月、全ての子どもが、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（※）の精神にのっとり、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されました。

同法は、こども施策の基本理念のほか、施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映、支援の総合的・一体的提供の体制整備などの基本的施策が示されています。

● こども家庭庁の発足

令和5年4月「こども家庭庁」が発足し、子どもの施策の司令塔となり、①多くの省庁が関係する施策の総合調整、②省庁の縦割りを打破し、新しい政策課題や隙間事案に対応していくこと、③保育、母子保健、虐待防止、こどもの貧困、障害児支援、子どもや子育て世帯への支援など、子ども施策を総合的に推進する役割を担っています。

● こども大綱の閣議決定

令和5年12月、「こども大綱」が閣議決定されました。こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するために国全体のこども施策の基本的な方針等を定めたもので、自治体の子ども施策も「こども大綱」を勘案し、展開することが求められています。

〔これまでの国の動向〕

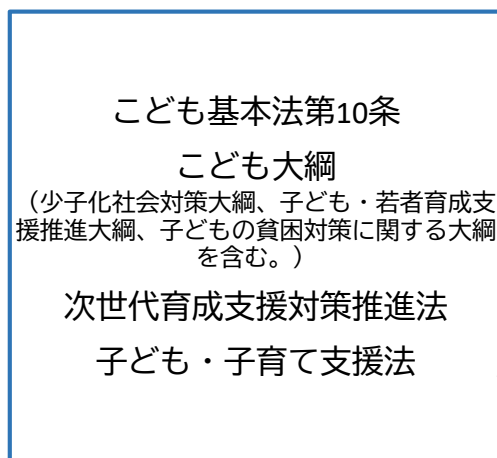
平成26年 2014年	平成27年 2015年	平成28年 2016年	平成29年 2017年	平成30年 2018年	令和元年 2019年	令和2年 2020年	令和3年 2021年	令和4年 2022年	令和5年 2023年
2014.8 子どもの貧困対策大綱	2015.3 少子化対策大綱				2019.11 子どもの貧困対策大綱	2020.5 少子化対策大綱			2023.夏 こども大綱
	2015.4 子ども・子育て支援新制度	2016.4 子ども・子育て支援法改正	2017.6 子育て安心プラン	2018.4 子ども・子育て支援法改正	2019.10 子ども・子育て支援法改正	2020.12 新子育て安心プラン			2023.6 こども未来戦略方針
	次世代育成支援対策推進法延長	2016.10 児童福祉法改正		2018.9 新放課後子ども総合プラン	2019.6. 子どもの貧困対策法改正			2022.6. 児童福祉法の改正成立（施行は2024.4）	2023.4 こども家庭庁発足
2014.12 長期ビジョン・総合戦略		2016.6 ニッポン一億総活躍プラン	2017.12 新しい経済政策パッケージ		2019.12 長期ビジョン・総合戦略（第2期）				こども基本法施行
<基本的施策> ■ 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映 ■ 支援の総合的・一体的提供の体制整備 ■ 関係者相互の有機的な連携の確保 ■ こども大綱による施策の充実及び財政上の措置 等									

I 尼崎市子ども計画とは

2. 計画の位置づけ

尼崎市の最上位計画である「尼崎市総合計画」の部門別計画とし、計画の整合を図るとともに、本計画の内容は、保健、医療、福祉、教育など、子どもや子育てに関連する分野において本市が策定し、推進している他の行政計画とも整合を図ることとします。

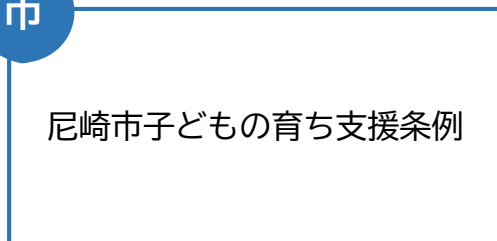
国



勘案

整合

市



勘案

整合

連携
整合

尼崎市総合計画

連携
整合

【主な尼崎市の関連計画】

- 尼崎市地域福祉計画
- 尼崎市教育振興基本計画
- 尼崎市就学前教育ビジョン
- 尼崎市いじめ防止基本方針
- 尼崎市障害者計画
- 尼崎市障害福祉計画
- （仮称）尼崎市こども家庭センター設置基本方針
- 地域いきいき健康プランあまがさき
(健康増進計画・食育推進計画)

など

【尼崎市子ども計画】
(子ども・若者育成支援推進計画、子どもの貧困対策に関する計画を含む。)

「次世代育成支援対策推進
行動計画」
及び
「子ども・子育て支援事業計画」
と一体的に策定

連携

整合

II 計画がめざすこと

1. 国におけるめざす姿（こども基本法・こども大綱では）

「こどもまんなか社会」の実現

「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会。

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ・心身ともに健やかに成長できる
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる
- ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り開くことができる
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- ・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。



計画書に掲載する際には、
イメージをイラスト等にして
掲載予定

こども大綱(令和5年12月22日閣議決定)【説明資料】より

こども施策に関する6つの基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、こどもや若者、子育て当事者子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

Ⅱ 計画がめざすこと

2. 本市におけるめざす姿

○「こどもの笑顔が輝くまち あまがさき」の実現

「尼崎市子どもの育ち支援条例」（平成21年12月制定） ※赤字は国の「こども大綱」の内容と合致する箇所

【第1条 目的】

児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの人権を尊重することを基本とした子どもの育成に関し、基本理念を定め、保護者、地域住民、子ども施設、事業者の役割及び市の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策についての基本的事項及び子どもの育ちを支える仕組みを定めることにより、全ての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指す。

【前文より】

- ・ **こどもは、尊厳ある独立した人格、こどもは、生まれながらに人間として尊重されるべき権利がある。**
⇒こどもは、基本的人権の権利の主体である。
- ・ **こどもにとって最善の利益を考える。**
- ・ こどもの人格を尊重し、その年齢及び成長に応じた意見等を聴く。
- ・ こどもが**社会的な自立に向けて学ぶこと及び主体的に考え、行動することを支える。**
- ・ こどもが将来、様々な責任を果たせる大人へと成長することを支える
⇒こどもの人権の総合的な保障へ
- ・ 福祉・保健・教育分野などが連携する。
⇒私たちのまちの**全てのこどもが個性豊かに伸びやかに育ち、また、その笑顔が輝き続けることは、全ての市民の願い**

※なお、尼崎市子どもの育ち支援条例では、子どもについて18歳としているが、本計画での支援の対象となる「子ども」は、「心身の発達の過程にあるもの」（こども基本法第2条より）とします。

○ 計画期間：令和7年度～令和11年度

※なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化や制度の変更等、実態が計画と著しく乖離する場合は、必要に応じて、計画の見直しを行うことがあります。

III

計画の推進

計画の具体的な展開を記載します。

「尼崎市総合計画」の部門別計画であることを踏まえ、総合計画と整合する4つの方向性を主としますが、国の「こども大綱」および本市の「尼崎市子どもの育ち支援条例」の前提である【こども・若者が権利の主体であること】に明確に該当する方向性を新たに設定します。

0. 本市の子ども施策を推進する上での前提となる取組《※ここに記載の市の取組は1～4の再掲》

こども・若者が権利の主体であることを共有し、その権利の保障に係る取組を掲載

1. 安全に安心して産み育てることができる環境づくり
2. 子育てと仕事の調和の実現に向けた環境づくり
3. すべての子どもが健やかに育つ環境づくり
4. 子どもたちの生きる力をはぐくむ環境づくり

総合計画の施策の展開方向
と整合する4つの方向性

なお、掲載・編集にあたっては、形式を統一し、「現状・課題」「こども計画として進捗管理する代表的な指標や数値目標等」「市の主な取組」を掲載します。

また、コラム欄を設けて、本計画における市の取組と関連性の高い事項や補足すべき内容等について掲載します。

IV 子ども・子育て支援事業計画

1. 概要

2. 教育・保育の提供区域の設定について

地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して区域を定める

3. 教育・保育の量の見込み及び確保方策

市全域、提供区域ごとに、教育・保育の必要な量の見込みと確保方策を掲載

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業における必要な量の見込みと確保方策を掲載

- | | | |
|---------------------|--------------|-------------------|
| ○放課後児童健全育成事業 | ○延長保育事業 | ○利用者支援事業 |
| ○子育て短期支援事業 | ○地域子育て支援拠点事業 | ○一時預かり事業 |
| ○病児・病後児保育事業 | ○子育て援助活動支援事業 | ○乳児家庭全戸訪問事業 |
| ○養育支援訪問事業 | ○妊婦健康診査事業 | ○実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| ○多様な事業者の参入促進・能力活用事業 | | |

令和4年児童福祉法改正により、新たに創設された新規3事業

- | | | |
|--------------|-------------|-------------|
| ○子育て世帯訪問支援事業 | ○児童育成支援拠点事業 | ○親子関係形成支援事業 |
|--------------|-------------|-------------|

国の「こども未来戦略」における「こども・子育て支援加速化プラン」に基づき実施が予定されている事業

- | | |
|---------|------------------------------------|
| ○産後ケア事業 | ○こども誰でも通園制度（令和7年度に制度化、令和8年度より給付開始） |
|---------|------------------------------------|

【第2期（現行）計画における提供区域】



V 施策を推進する上で基盤となる事項

1. こどもの意見聴取

「こども基本法」第11条に、「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」と規定され、[こどもや子育て当事者等の意見を反映すること、聴取した意見が施策に反映されたかどうかについてフィードバックすることが求められおり、以下の取組を進めていきます。](#)

● ユースカウンスル事業の拡充

若者の意見表明、社会参加の場として実施しているユースカウンスル事業において、双方向で意見交換が可能なオンラインプラットフォームを活用し、より多くの子ども・若者が気軽に意見を表明し、事業への参画ができる仕組みを構築します。



● Webによるアンケート

● 学校及び子どもの居場所等でのワークショップや聞き取りによる調査

2. こども施策におけるE B P M及びD Xの推進

いくしあシステムによるデータ連携実証事業、母子手帳や児童ホーム、学校等諸手続きのオンライン化、子どもに関する各種データ連携による支援の強化に関すること

3. 地域や関係機関との連携の強化

本計画の推進にあたっては、関係機関・団体等とより連携を深め、情報共有を図りながら取組を進めていくことが大切です。また、家庭・地域・事業者・行政などそれぞれが、子どもの権利について理解を深め、尊重し、子どもの声を聴きながら、子育てや子どもの健全育成に対する自ら果たすべき役割を認識し、互いに力を合わせながら、計画の取組を進めていくことが必要です。

子ども・子育て支援に係るニーズ調査の実施について

1 ニーズ調査の概要

子ども・子育て支援法第61条第4項及び国の基本指針において、教育・保育等の利用状況や利用希望を把握し、量の見込み（ニーズ量）を推計することが義務付けられていることから、以下のとおりニーズ調査（利用希望把握調査）を実施する。

- (1) 調査対象：就学前の子どもがいる保護者 3,000人（前回同様）
小学生の子どもがいる保護者 3,000人（前回同様）
※ 目標回収率はいずれも40.0%（1,200人分）を設定
- (2) 調査方法：WEB回答方式（委託業者において回答フォームを作成）
- (3) 調査時期：令和6年4月下旬～5月中旬（発送～督促・回収）※前回H30.11～12

2 主な調査項目＜就学前の子どもの保護者向け調査＞

- ① 基本情報（住まいの地区、子どもの生年月、家族の状況）
- ② 就労状況（父親・母親のそれぞれの就労状況・就労形態）
- ③ 育休取得状況（父親・母親の育休の取得状況・取得期間・取得希望）
- ④ 施設・事業の利用状況・利用希望
- ⑤ 病気の際の対応（病気の際の対応内容、病児・病後児保育の利用希望）
- ⑥ 子育て支援事業（つどいの広場の利用希望）
- ⑦ 不定期利用や宿泊を伴う預かり等（一時預かり・ショートステイ等の利用希望）
- ⑧ 放課後等の居場所（児童ホーム・こどもクラブの利用希望・求めるサービス）

※ 小学生の子どもの保護者向け調査の項目は①、②、⑤、⑦、⑧のみ

3 子ども・子育て審議会における検討状況

- 第1回計画策定・推進部会（令和5年8月3日開催）
計画策定までの流れ、調査の概要（調査対象者数・時期・調査方法）、前回までの調査との変更点、今後の予定等を説明。
- 計画策定・推進部会（学識経験者会議）（令和5年12月21日開催）
部会委員のうち学識経験者のみで実施し、国の作業手引き（改訂版）の発出が遅れていること等による調査の実施時期の変更点等について説明し、また、作業の手引き（初版）の要点の解説を行った上で、調査項目案について意見聴取。
- 第3回計画策定・推進部会（令和6年2月19日開催）
学識経験者会議の説明内容をおさらいした上で、会議で出た意見や委託業者からの助言等を基に修正を行った調査項目案について説明。また、委員より要望を受けて作成した用語集を参考配付。
- 第3回子ども・子育て審議会（全体会）（令和6年3月22日開催）
計画策定・推進部会の部会委員以外に向け、ニーズ調査の実施にあたり、概要等の説明。

4 その他（国の動向、近隣他都市の実施状況、今後の流れ）

- 令和6年3月11日付けで国から作業の手引き（改訂版 ver.1）の送付があり、初版からの変更点が示された。改定のポイントとしては、「(1) 0歳児の保育の量の見込みの算出に関して、平成26年に事務連絡で示された算出方法に誤りがあったことから、それを是正するもの」と「(2) 利用者支援事業の量の見込みで第3期計画より新たに追加された「地域子育て相談機関」を基本型の内数で記載するとされていたところ、基本型とは別で記載すること」とされたものである。
また、国において今後「新子育て安心プラン」に代わるプランを策定する可能性があるとともに、「こども未来戦略」における「こども・子育て支援加速化プラン」に基づく対応等を踏まえ、再度、令和6年夏頃以降に更に作業の手引きを改定する可能性があることが示唆されており、その中で「産後ケア事業」や「こども誰でも通園制度」に関する内容が示されるのではないかと考えられる。
- 近隣他都市の実施状況は、現状把握しているのは姫路市、西宮市、芦屋市、川西市、宝塚市においては調査を実施済みであり、そのほかは本市と同様の理由等により、未だ実施できていない。
- 調査実施後には、回答の内容の単純集計を行い、7月頃を目安に子ども・子育て審議会に報告を行うとともに、意見聴取を行った上で、クロス分析などを行い、調査結果報告書にまとめる。

以 上

基本情報

問 1

お住まいの地区はどれですか

- (1) 中央地区
- (2) 小田地区
- (3) 大庄地区
- (4) 立花地区
- (5) 武庫地区
- (6) 園田地区
- (7) わからない（町丁目を記入：)

問 2

お子さんの生年月をお答えください

平成・令和 年 月

問 3

家族の人数とお子さんを含めたきょうだいの人数をお書きください

家族の人数 人
きょうだい数 人

問 4

あなたは、お子さんからみて、どなたですか

- (1) 父親
- (2) 母親
- (3) その他

問 5

あなたの配偶者（パートナー）について、お答えください

- (1) 配偶者（パートナー）がいる
- (2) 配偶者（パートナー）はいない

問 6

お子さんの子育て（教育を含む）を主に行っているのは、そのお子さんからみて、どなたですか

- (1) 父母ともに
- (2) 主に母親
- (3) 主に父親
- (4) 主に祖父母
- (5) その他

問 7

尼崎市にお住まいになって、通算して何年になりますか

- (1) 1 年未満
- (2) 1 年以上 3 年未満
- (3) 3 年以上 5 年未満
- (4) 5 年以上 10 年未満
- (5) 10 年以上 15 年未満
- (6) 15 年以上 20 年未満
- (7) 20 年以上

就労状況

問 8 - 1

お子さんの母親の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）について、お答えください

- (1) フルタイムで就労中
- (2) フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中
- (3) パート・アルバイト等で就労中
- (4) パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中
- (5) 以前は就労していたが、現在は就労していない
- (6) これまで就労したことがない

問 8 - 1 - 1

就労されている方（問 8 - 1 で(1)～(4)を選択した方）にうかがいます

就労状況（1 週あたりの就労日数、土日の就労の有無、1 日あたりの就労時間、家を出る時刻と帰宅時刻）について、お答えください

※就労状況が一定でない場合は最も多いパターン、産休・育休中等の方は休業する前の状況をお答えください

1 週あたりの就労日数 日

土日の就労の有無

- 土曜
- 日曜
- 無し

1 日あたりの就労時間 時間

家を出る時刻 時 分

帰宅時刻 時 分

問 8-1-2

フルタイム以外で就労されている方 (問 8-1 で(3) または(4)を選択した方) にうかがいます

フルタイムへの転換希望について、お答えください

- (1) フルタイムへの転換希望があり、今後実現する見込み
- (2) フルタイムへの転換希望はあるが、実現する見込みはない
- (3) フルタイム以外での就労を続けることを希望
- (4) 就労をやめて、子育てや家事に専念したい

問 8-1-3

就労していない方 (問 8-1 で(5)または(6)を選択した方) にうかがいます

就労希望について、お答えください

- (1) 就労の予定はない
- (2) 1 年より先に就労したい
(一番下の子どもが 歳頃)
- (3) すぐにでも、もしくは 1 年以内に就労したい

問 8-1-4

就労していない方 (問 8-1-3 で(2)または(3)を選択した方) にうかがいます

希望する就労形態について、お答えください

- (1) フルタイム (1 週 5 日程度、1 日 8 時間程度)
- (2) パート・アルバイト等
(1 週あたり 日、1 日あたり 時間)

土日の就労の有無

- ☐ 土曜
☐ 日曜
☐ 無し

問 8-2

お子さんの父親の現在の就労状況 (自営業、家族従事者含む) について、お答えください

- (1) フルタイムで就労中
- (2) フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中
- (3) パート・アルバイト等で就労中
- (4) パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中
- (5) 以前は就労していたが、現在は就労していない
- (6) これまで就労したことがない

問 8-2-1

就労されている方 (問 8-2 で(1)~(4)を選択した方) にうかがいます

就労状況 (1 週あたりの就労日数、土日の就労の有無、1 日あたりの就労時間、家を出る時刻と帰宅時刻) について、お答えください

※就労状況が一定でない場合は最も多いパターン、産休・育休中等の方は休業する前の状況をお答えください

1 週あたりの就労日数 日

土日の就労の有無

- ☐ 土曜
☐ 日曜
☐ 無し

1 日あたりの就労時間 時間

家を出る時刻 時 分

帰宅時刻 時 分

問 8-2-2

フルタイム以外で就労されている方 (問 8-2 で(3) または(4)を選択した方) にうかがいます

フルタイムへの転換希望について、お答えください

- (1) フルタイムへの転換希望があり、今後実現する見込み
- (2) フルタイムへの転換希望はあるが、実現する見込みはない
- (3) フルタイム以外での就労を続けることを希望
- (4) 就労をやめて、子育てや家事に専念したい

問 8-2-3

就労していない方 (問 8-2 で(5)または(6)を選択した方) にうかがいます

就労希望について、お答えください

- (1) 就労の予定はない
- (2) 1 年より先に就労したい
(一番下の子どもが 歳頃)
- (3) すぐにでも、もしくは 1 年以内に就労したい

問 8 - 2 - 4

就労していない方 (問 8 - 2 - 3 で(2)または(3)を選択した方) にうかがいます

希望する就労形態について、お答えください

- (1) フルタイム (1 週 5 日程度、1 日 8 時間程度)
- (2) パート・アルバイト等

(1 週あたり 日、1 日あたり 時間)

土日の就労の有無

- ☐ 土曜
- ☐ 日曜
- ☐ 無し

育休取得状況

問 9 - 1

母親の育児休業の取得状況について、お答えください

- (1) 働いていなかった
- (2) 取得した (取得中である)
- (3) 取得していない

問 9 - 1 - 1

育児休業を取得した方 (問 9 - 1 で(2)を選択した方) にうかがいます

育児休業の取得期間はお子さんが何歳何か月まででしたか。(取得中の場合は現在の取得予定期間) また、希望取得期間は何歳何か月まででしたか

実際の取得期間 歳 か月

希望取得期間 歳 か月

問 9 - 1 - 2

職場復帰の時期が希望より早かった方 (問 9 - 1 - 1 で「実際の取得期間」が短かった方) にうかがいます
希望より早く職場復帰した理由について、お答えください

- (1) 子どもを希望する保育施設に入所させるため
- (2) 配偶者 (パートナー) や家族の希望があったため
- (3) 経済的な理由で早く復帰する必要があるため
- (4) 人事異動や業務の節目の時期に合わせるため

問 9 - 2

父親の育児休業の取得状況について、お答えください

- (1) 働いていなかった
- (2) 取得した (取得中である)
- (3) 取得していない

問 9 - 2 - 1

育児休業を取得した方 (問 9 - 2 で(2)を選択した方) にうかがいます

育児休業の取得期間はお子さんが何歳何か月まででしたか。(取得中の場合は現在の取得予定期間) また、希望取得期間は何歳何か月まででしたか

実際の取得期間 歳 か月

希望取得期間 歳 か月

問 9 - 2 - 2

職場復帰の時期が希望より早かった方 (問 9 - 2 - 1 で「実際の取得期間」が短かった方) にうかがいます
希望より早く職場復帰した理由について、お答えください

- (1) 子どもを希望する保育施設に入所させるため
- (2) 配偶者 (パートナー) や家族の希望があったため
- (3) 経済的な理由で早く復帰する必要があるため
- (4) 人事異動や業務の節目の時期に合わせるため

施設・事業の利用状況・利用希望

問 10 - 1

お子さんは、現在、幼稚園や保育所などの施設や事業を定期的に利用されていますか

- (1) 利用している
- (2) 利用していない

問 10 - 2

お子さんは、どのような施設や事業を定期的に利用されていますか (施設名・事業名もお答えください)

- (1) 幼稚園 (通常のがん園時間の利用)
- (2) 幼稚園の預かり保育
(週 4 日以上の定期的な利用のみ)
- (3) 認可保育所
(市町村の認可を受けた定員 20 名以上の保育施設)
- (4) 認定こども園
(都道府県や市町村の認可・認定を受けた教育と保育の両機能を併せ持つ施設)
- (5) 小規模保育事業所
(市町村の認可を受けた定員 6~19 名の小規模な保育施設)

- (6) 事業所内保育施設
(企業等が主に従業員用に運営する市町村の認可を受けた施設)
- (7) 居宅訪問型保育（ベビーシッター）
(保育者が子どもの家庭で保育する事業)
- (8) 認可外保育施設
(市町村の認可を受けていない保育施設)
- (9) ファミリーサポートセンター
(週4日以上 of 定期的な利用のみ)
- (10) 児童発達支援
(あこや学園、たじかの園 など)
- (11) その他

問10-3

問10-1で(1)を選択した方にうかがいます

現在、定期的に利用している施設や事業の実施場所について、お答えください

- (1) 尼崎市内 地区
- (2) 尼崎市外 市・町

問10-4

問10-1で(1)を選択した方にうかがいます

現在、どのくらい利用していますか。また、希望としてはどのくらい利用したいですか

- (1) 現在の利用状況
- 1週あたり 日
- 1日あたり 時間
- (時から 時まで)
- (2) 希望する利用内容
- 1週あたり 日
- 1日あたり 時間
- (時から 時まで)

問10-5

問10-2で(1)または(2)を選択した方にうかがいます

夏休みや冬休みなどの長期休暇中に施設や事業を利用したいですか

- (1) 利用する必要はない
- (2) ほぼ毎日利用したい (時から 時まで)
- (3) 週に数日利用したい (時から 時まで)

問10-6

問10-1で(2)を選択した方にうかがいます

現在、定期的に施設や事業を利用していない理由をお答えください

- (1) 施設や事業に空きがないため
- (2) 経済的な理由のため
- (3) 利用したい時間帯の条件が合わないため
- (4) 質や場所など、納得できる事業がないため
- (5) 対応できない年齢のため
- (6) 子どもに病気や障害があるため
- (7) 祖父母や親戚がみているため
- (8) 近所の人や父母の友人・知人がみているため
- (9) 父母のうち一方が就労しておらず、利用する必要がないため
- (10) 自分で子育てをしたいから
- (11) その他

問11-1

全ての方にうかがいます

現在の利用の有無にかかわらず、定期的に利用したいと考える施設や事業について、お答えください

- (1) 幼稚園（通常の就園時間の利用）
- (2) 幼稚園の預かり保育
(週4日以上 of 定期的な利用のみ)
- (3) 認可保育所
(市町村の認可を受けた定員20名以上の保育施設)
- (4) 認定こども園
(都道府県や市町村の認可・認定を受けた教育と保育の両機能を併せ持つ施設)
- (5) 小規模保育事業所
(市町村の認可を受けた定員6～19名の小規模な保育施設)
- (6) 事業所内保育施設
(企業等が主に従業員用に運営する市町村の認可を受けた施設)
- (7) 居宅訪問型保育（ベビーシッター）
(保育者が子どもの家庭で保育する事業)
- (8) 認可外保育施設
(市町村の認可を受けていない保育施設)
- (9) ファミリーサポートセンター
(週4日以上 of 定期的な利用のみ)

(10) 児童発達支援

(あこや学園、たじかの園 など)

(11) その他

問 1 1 - 2

定期的に利用したい施設や事業の実施場所について、
お答えください

- (1) 尼崎市内 地区
(2) 尼崎市外 市・町

問 1 1 - 3

問 1 1 - 1 で(1)または(2)を選択し、かつ(3)~(11)のい
ずれかを選択した方にうかがいます

特に幼稚園（幼稚園の預かり保育を併せて利用する
場合を含む）の利用を強く希望しますか

- (1) はい
(2) いいえ

問 1 2

土曜日や日曜日・祝日に、定期的に施設や事業を利用
したいですか（一時的な利用は除く）

土曜日

- (1) 利用する必要はない
(2) ほぼ毎週利用したい (時から 時まで)
(3) 月に1~2回は利用したい
(時から 時まで)

日曜日・祝日

- (1) 利用する必要はない
(2) ほぼ毎週利用したい (時から 時まで)
(3) 月に1~2回は利用したい
(時から 時まで)

病気の際の対応

問 1 3 - 1

問 1 0 - 1 で(1)を選択した方にうかがいます

この1年間に、お子さんが病気やケガにより、通常
どおり施設や事業を利用できなかったことはありま
すか

- (1) あった
(2) なかった

問 1 3 - 2

問 1 3 - 1 で(1)を選択した方にうかがいます

その際、どのように対応されましたか

- (1) 父親または母親のうち、就労していない方が
子どもをみた 日
(2) 父親が仕事を休んだ 日
(3) 母親が仕事を休んだ 日
(4) 親族（同居者を含む）に子どもをみてもらった
日
(5) 知人に子どもをみてもらった 日
(6) 病児・病後児保育を利用した 日
(7) ベビーシッターを利用した 日
(8) ファミリーサポートセンターを利用した 日
(9) 仕方なく子どもだけで留守番をさせた 日
(10) その他

問 1 3 - 3

問 1 3 - 2 で(2)または(3)を選択した方にうかがいます

その際、病児・病後児保育を利用したいと思われまし
たか（利用したい日数もお答えください）

- (1) 利用したいと思った 日
(2) 利用したいと思わなかった

子育て支援事業

問 1 4

現在、地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過
したり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場
で、「すこやかプラザ（「子育て支援ゾーン PAL」や
「つどいの広場」のことを指します）を利用していま
すか

- (1) 「すこやかプラザ（子育て支援ゾーン PAL）」
や「つどいの広場」
1週あたり 回、1か月あたり 回
(2) (1)に類似する別の事業（具体名：）
1週あたり 回、1か月あたり 回
(3) 利用していない

問 1 5

問 1 4 のような地域子育て支援拠点事業について、現在は利用していないが、今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いますか

- (1) 利用していないが、今後利用したい
1 週あたり 回、1 か月あたり 回
- (2) 既に利用しており、利用日数を増やしたい
1 週あたり更に 回
1 か月あたり更に 回
- (3) 新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない

不定期利用や宿泊を伴う預かり等

問 1 6 - 1

私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業はありますか

また、今後の利用希望についてもお答えください

- (1) 保育施設の一時預かり事業 日
☐ 今後も利用したい
☐ 今後は利用したくない
- (2) すこやかプラザやつどいの広場の預かり事業 日
☐ 今後も利用したい
☐ 今後は利用したくない
- (3) 幼稚園の預かり保育（不定期に利用する場合） 日
☐ 今後も利用したい
☐ 今後は利用したくない
- (4) ファミリーサポートセンター 日
☐ 今後も利用したい
☐ 今後は利用したくない
- (5) トワイライトステイ 日
☐ 今後も利用したい
☐ 今後は利用したくない
- (6) ベビーシッター 日
☐ 今後も利用したい
☐ 今後は利用したくない
- (7) その他
- (8) 利用していない

問 1 6 - 2

問 1 6 - 1 で(8)を選択した方にうかがいます

利用していない理由について、お答えください

- (1) 利用する必要があるから
- (2) 自宅の近くにないから
- (3) そのような事業を知らないから
- (4) 親族や知人、近所の人にみてもらえるから
- (5) 利用時間や日数など条件に合わないから
- (6) 利用料が掛かる（高い）から
- (7) 利用方法がわからないから
- (8) その他

問 1 7

私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、年間何日くらい事業を利用したいですか

- (1) 私用（買い物、子どもや親の習い事等、リフレッシュ目的） 日
- (2) 冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等 日
- (3) 不定期の就労 日
- (4) その他
- (5) 利用する必要はない

問 1 8

親の用事（冠婚葬祭、親・家族の育児疲れや育児不安、病気など）により、泊りがけで年間何日くらい家族以外に預ける（ショートステイを利用する）必要がありますか

- (1) 冠婚葬祭 泊
- (2) 親・家族の育児疲れや育児不安 泊
- (3) 親や家族の病気 泊
- (4) その他
- (5) 利用する必要はない

就学後の放課後等の居場所

問 1 9

令和 6 年 4 月 1 日現在で、お子さんが 5 歳以上の方にうかがいます

お子さんが小学校低学年（1～3 年生）のうちは、放課後等の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか

- (1) 自宅 週□日
- (2) 祖父母宅や友人・知人宅 週□日
- (3) 習い事（学習塾） 週□日
- (4) 習い事（ピアノ教室やスイミングスクールなど） 週□日
- (5) こどもクラブ 週□日
- (6) 尼崎市立児童ホーム 週□日
(下校時から□時まで)
- (7) 民間児童ホーム 週□日
(下校時から□時まで)
- (8) ファミリーサポートセンター 週□日
- (9) 放課後等デイサービス 週□日
- (10) 公共施設（生涯学習プラザやユース交流センターなど） 週□日
- (11) 公園・広場など 週□日

問 2 0

令和6年4月1日現在で、お子さんが5歳以上の方にうかがいます

お子さんが小学校高学年（4～6年生）のうちは、放課後等の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか

- (1) 自宅 週□日
- (2) 祖父母宅や友人・知人宅 週□日
- (3) 習い事（学習塾） 週□日
- (4) 習い事（ピアノ教室やスイミングスクールなど） 週□日
- (5) こどもクラブ 週□日
- (6) 尼崎市立児童ホーム 週□日
(下校時から□時まで)
- (7) 民間児童ホーム 週□日
(下校時から□時まで)
- (8) ファミリーサポートセンター 週□日
- (9) 放課後等デイサービス 週□日
- (10) 公共施設（生涯学習プラザやユース交流センターなど） 週□日
- (11) 公園・広場など 週□日

問 2 1

令和6年4月1日現在で、お子さんが5歳以上の方にうかがいます

土曜日、夏休みや冬休みなどの長期休暇中に児童ホームを利用したいですか

土曜日

- (1) 低学年（1～3年生）の間は利用したい
(□時から □時まで)
- (2) 4年生の終わりまでは利用したい
(□時から □時まで)
- (3) 5年生の終わりまでは利用したい
(□時から □時まで)
- (4) 6年生の終わりまでは利用したい
(□時から □時まで)
- (5) 利用する必要はない

長期休暇中

- (6) 低学年（1～3年生）の間は利用したい
(□時から □時まで)
- (7) 4年生の終わりまでは利用したい
(□時から □時まで)
- (8) 5年生の終わりまでは利用したい
(□時から □時まで)
- (9) 6年生の終わりまでは利用したい
(□時から □時まで)
- (10) 利用する必要はない

問 2 2

令和6年4月1日現在で、お子さんが5歳以上の方にうかがいます

放課後等の居場所に特に求めるものはなんですか
(1つだけ選択してください)

- (1) 児童ホームの待機児童対策
- (2) 児童ホームの長期休暇中の弁当提供
- (3) こどもクラブなどの放課後等の居場所の充実
- (4) 特に求めない

基本情報

問 1

お住まいの地区はどれですか

- (1) 中央地区
- (2) 小田地区
- (3) 大庄地区
- (4) 立花地区
- (5) 武庫地区
- (6) 園田地区
- (7) わからない（町丁目を記入：)

問 2

お子さんの学年をお答えください

小学 年生

問 3

家族の人数とお子さんを含めたきょうだいの人数をお書きください

家族の人数 人
きょうだい数 人

問 4

あなたは、お子さんからみて、どなたですか

- (1) 父親
- (2) 母親
- (3) その他

問 5

あなたの配偶者（パートナー）について、お答えください

- (1) 配偶者（パートナー）がいる
- (2) 配偶者（パートナー）はいない

問 6

お子さんの子育て（教育を含む）を主に行っているのは、そのお子さんからみて、どなたですか

- (1) 父母ともに
- (2) 主に母親
- (3) 主に父親
- (4) 主に祖父母
- (5) その他

問 7

尼崎市にお住まいになって、通算して何年になりますか

- (1) 1 年未満
- (2) 1 年以上 3 年未満
- (3) 3 年以上 5 年未満
- (4) 5 年以上 10 年未満
- (5) 10 年以上 15 年未満
- (6) 15 年以上 20 年未満
- (7) 20 年以上

就労状況

問 8 - 1

お子さんの母親の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）について、お答えください

- (1) フルタイムで就労中
- (2) フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中
- (3) パート・アルバイト等で就労中
- (4) パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中
- (5) 以前は就労していたが、現在は就労していない
- (6) これまで就労したことがない

問 8 - 1 - 1

就労されている方（問 8 - 1 で(1)～(4)を選択した方）にうかがいます

就労状況（1 週あたりの就労日数、土日の就労の有無、1 日あたりの就労時間、家を出る時刻と帰宅時刻）について、お答えください

※就労状況が一定でない場合は最も多いパターン、産休・育休中等の方は休業する前の状況をお答えください

1 週あたりの就労日数 日

土日の就労の有無

- 土曜
- 日曜
- 無し

1 日あたりの就労時間 時間

家を出る時刻 時 分

帰宅時刻 時 分

問 8-1-2

フルタイム以外で就労されている方 (問 8-1 で(3) または(4)を選択した方) にうかがいます

フルタイムへの転換希望について、お答えください

- (1) フルタイムへの転換希望があり、今後実現する見込み
- (2) フルタイムへの転換希望はあるが、実現する見込みはない
- (3) フルタイム以外での就労を続けることを希望
- (4) 就労をやめて、子育てや家事に専念したい

問 8-1-3

就労していない方 (問 8-1 で(5)または(6)を選択した方) にうかがいます

就労希望について、お答えください

- (1) 就労の予定はない
- (2) 1 年より先に就労したい
(一番下の子どもが 歳頃)
- (3) すぐにでも、もしくは 1 年以内に就労したい

問 8-1-4

就労していない方 (問 8-1-3 で(2)または(3)を選択した方) にうかがいます

希望する就労形態について、お答えください

- (1) フルタイム (1 週 5 日程度、1 日 8 時間程度)
- (2) パート・アルバイト等
(1 週あたり 日、1 日あたり 時間)

土日の就労の有無

- ☐ 土曜
☐ 日曜
☐ 無し

問 8-2

お子さんの父親の現在の就労状況 (自営業、家族従事者含む) について、お答えください

- (1) フルタイムで就労中
- (2) フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中
- (3) パート・アルバイト等で就労中
- (4) パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中
- (5) 以前は就労していたが、現在は就労していない
- (6) これまで就労したことがない

問 8-2-1

就労されている方 (問 8-2 で(1)~(4)を選択した方) にうかがいます

就労状況 (1 週あたりの就労日数、土日の就労の有無、1 日あたりの就労時間、家を出る時刻と帰宅時刻) について、お答えください

※就労状況が一定でない場合は最も多いパターン、産休・育休中等の方は休業する前の状況をお答えください

1 週あたりの就労日数 日

土日の就労の有無

- ☐ 土曜
☐ 日曜
☐ 無し

1 日あたりの就労時間 時間

家を出る時刻 時 分

帰宅時刻 時 分

問 8-2-2

フルタイム以外で就労されている方 (問 8-2 で(3) または(4)を選択した方) にうかがいます

フルタイムへの転換希望について、お答えください

- (1) フルタイムへの転換希望があり、今後実現する見込み
- (2) フルタイムへの転換希望はあるが、実現する見込みはない
- (3) フルタイム以外での就労を続けることを希望
- (4) 就労をやめて、子育てや家事に専念したい

問 8-2-3

就労していない方 (問 8-2 で(5)または(6)を選択した方) にうかがいます

就労希望について、お答えください

- (1) 就労の予定はない
- (2) 1 年より先に就労したい
(一番下の子どもが 歳頃)
- (3) すぐにでも、もしくは 1 年以内に就労したい

問 8-2-4

就労していない方 (問 8-2-3 で(2)または(3)を選択した方) にうかがいます

希望する就労形態について、お答えください

- (1) フルタイム (1 週 5 日程度、1 日 8 時間程度)

(2) パート・アルバイト等

(1 週あたり 日、1 日あたり 時間)

土日の就労の有無

- ☐ 土曜
☐ 日曜
☐ 無し

放課後の居場所

問 9 - 1

お子さんは、放課後の時間をどのような場所で過ごしていますか

- (1) 自宅 週 日
(2) 祖父母宅や友人・知人宅 週 日
(3) 習い事 (学習塾) 週 日
(4) 習い事 (ピアノ教室やスイミングスクールなど) 週 日
(5) こどもクラブ 週 日
(6) 尼崎市立児童ホーム 週 日
(下校時から 時まで)
(7) 民間児童ホーム 週 日
(下校時から 時まで)
(8) ファミリーサポートセンター 週 日
(9) 放課後等デイサービス 週 日
(10) 公共施設 (生涯学習プラザやユース交流センターなど) 週 日
(11) 公園・広場など 週 日

問 9 - 2

お子さんを、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか

- (1) 自宅 週 日
(2) 祖父母宅や友人・知人宅 週 日
(3) 習い事 (学習塾) 週 日
(4) 習い事 (ピアノ教室やスイミングスクールなど) 週 日
(5) こどもクラブ 週 日
(6) 尼崎市立児童ホーム 週 日
(下校時から 時まで)
(7) 民間児童ホーム 週 日
(下校時から 時まで)
(8) ファミリーサポートセンター 週 日

(9) 放課後等デイサービス 週 日

(10) 公共施設 (生涯学習プラザやユース交流センターなど) 週 日

(11) 公園・広場など 週 日

問 9 - 3

こどもクラブを利用している方 (問 9 - 1 で(5)を選択した方) にうかがいます

こどもクラブを利用している理由について、お答えください

- (1) きょうだいや友達がいるから
(2) 学校の敷地内 (室内や校庭) で安心して遊べるから
(3) 近所に遊べる場所が少ないから
(4) 仕事などで放課後に家に親がいないから
(5) 利用したい児童ホームに空きがないから
(6) 落ち着いて勉強 (宿題) ができるから
(7) いろいろな体験活動ができるから
(8) 利用料金が掛からないから
(9) その他

問 9 - 4

こどもクラブを利用していない方 (問 9 - 1 で(5)を選択しなかった方) にうかがいます

こどもクラブを利用していない理由について、お答えください

- (1) 児童ホームを利用している
(2) 放課後に習い事をしているから
(3) 放課後は自宅で過ごしているから
(4) 放課後は友達と過ごしているから
(5) 学齢が高くなり、利用しなくなったから
(6) 弁当が持参できないから
(7) 使い勝手が悪いから
(8) 特にない・わからない
(9) その他

問 9 - 5

尼崎市立児童ホームを利用している方 (問 9 - 1 で(6)を選択した方) にうかがいます

尼崎市立児童ホームを利用している理由について、お答えください

- (1) きょうだいや友達が利用しているから
- (2) 学校の敷地内(室内や校庭)で安心して遊べるから
- (3) 指導員がしっかりみてくれているから
- (4) 長期休暇のときに留守番させるのが心配だから
- (5) 弁当を持参できるから
- (6) 勉強(宿題)を教えてくれるから
- (7) イベントや行事が魅力的だから
- (8) その他

問 9 - 6

民間児童ホームを利用している方(問9-1で(7)を選択した方)にうかがいます

民間児童ホームを利用している理由について、お答えください

- (1) きょうだいや友達が利用しているから
- (2) 尼崎市立児童ホームより利用時間が長いから
- (3) 尼崎市立児童ホームより利用料金が安いから
- (4) 尼崎市立児童ホームよりサービス・支援内容が充実しているから
- (5) 尼崎市立児童ホームを利用できなかったから
- (6) その他

問 9 - 7

児童ホームを利用していない方(問9-1で(6)または(7)を選択しなかった方)にうかがいます

尼崎市立児童ホームまたは民間児童ホームを利用していない理由について、お答えください

- (1) 利用したい児童ホームに空きがないから
- (2) 放課後に習い事をしているから
- (3) 働いていないから
- (4) 働いているが、子どもだけで留守番をさせても大丈夫だから
- (5) 祖父母などみてくれる人がいるから
- (6) 子どもに病気や障害があるから
- (7) 使い勝手が悪いから
- (8) 利用料金が掛かる(高い)から
- (9) 特にない・わからない
- (10) その他

問 1 0

平日や土曜日、夏休みや冬休みなどの長期休暇中に児童ホームを利用したいですか

平日

- (1) 低学年(1～3年生)の間は利用したい
(時から 時まで)
- (2) 4年生の終わりまでは利用したい
(時から 時まで)
- (3) 5年生の終わりまでは利用したい
(時から 時まで)
- (4) 6年生の終わりまでは利用したい
(時から 時まで)
- (5) 利用する必要はない

土曜日

- (6) 低学年(1～3年生)の間は利用したい
(時から 時まで)
- (7) 4年生の終わりまでは利用したい
(時から 時まで)
- (8) 5年生の終わりまでは利用したい
(時から 時まで)
- (9) 6年生の終わりまでは利用したい
(時から 時まで)
- (10) 利用する必要はない

長期休暇中

- (11) 低学年(1～3年生)の間は利用したい
(時から 時まで)
- (12) 4年生の終わりまでは利用したい
(時から 時まで)
- (13) 5年生の終わりまでは利用したい
(時から 時まで)
- (14) 6年生の終わりまでは利用したい
(時から 時まで)
- (15) 利用する必要はない

問 1 1

放課後等の居場所に特に求めるものはなんですか
(1つだけ選択してください)

- (1) 児童ホームの待機児童対策
- (2) 児童ホームの長期休暇中の弁当提供
- (3) こどもクラブなどの放課後等の居場所の充実
- (4) 特に求めない

問 1 2

児童ホームが閉まる時間以降にファミリーサポートセンターを利用したいですか

- (1) はい
- (2) いいえ

病気の際の対応

問 1 3 - 1

この 1 年間に、お子さんが病気やケガにより、通常どおり学校へ行けなかったことはありますか

- (1) あった
- (2) なかった

問 1 3 - 2

問 1 3 - 1 で(1)を選択した方にうかがいます

その際、どのように対応されましたか

- (1) 父親または母親のうち、就労していない方が子どもをみた 日
- (2) 父親が仕事を休んだ 日
- (3) 母親が仕事を休んだ 日
- (4) 親族(同居者を含む)に子どもをみてもらった 日
- (5) 知人に子どもをみてもらった 日
- (6) 病児・病後児保育を利用した 日
- (7) ベビーシッターを利用した 日
- (8) ファミリーサポートセンターを利用した 日
- (9) 仕方なく子どもだけで留守番をさせた 日
- (10) その他

問 1 3 - 3

問 1 3 - 2 で(2)または(3)を選択した方にうかがいます

その際、病児・病後児保育を利用したいと思われましたか(利用したい日数もお答えください)

- (1) 利用したいと思った 日
- (2) 利用したいと思わなかった

不定期利用や宿泊を伴う預かり等

問 1 4 - 1

私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業はありますか

また、今後の利用希望についてもお答えください

- (1) ファミリーサポートセンター 日

- ☐ 今後も利用したい
- ☐ 今後は利用したくない

(2) トワイライトステイ 日

- ☐ 今後も利用したい
- ☐ 今後は利用したくない

(3) ベビーシッター 日

- ☐ 今後も利用したい
- ☐ 今後は利用したくない

(4) その他

(5) 利用していない

問 1 4 - 2

問 1 4 - 1 で(5)を選択した方にうかがいます

利用していない理由について、お答えください

- (1) 利用する必要があるから
- (2) 自宅の近くにないから
- (3) そのような事業を知らないから
- (4) 親族や知人、近所の人にみてもらえるから
- (5) 利用時間や日数など条件に合わないから
- (6) 利用料が掛かる(高い)から
- (7) 利用方法がわからないから
- (8) その他

問 1 5

私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、年間何日くらい事業を利用したいですか

- (1) 私用(買い物、子どもや親の習い事等、リフレッシュ目的) 日
- (2) 冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等 日
- (3) 不定期の就労 日
- (4) その他
- (5) 利用する必要はない

問 1 6

親の用事(冠婚葬祭、親・家族の育児疲れや育児不安、病気など)により、泊りがけで年間何日くらい家族以外に預ける(ショートステイを利用する)必要がありますか

- (1) 冠婚葬祭 泊
- (2) 親・家族の育児疲れや育児不安 泊
- (3) 親や家族の病気 泊
- (4) その他
- (5) 利用する必要はない

令和6年4月1日設置・事業開始予定の施設等について

1 保育所

(1) もえぎの森保育園

ア 申請者: 社会福祉法人森友会
理事長 立山 貴史

イ 現在の施設種別: 新設

ウ 所在地: 尼崎市潮江4丁目1番28号(小田地区)

エ 認可定員: 90人

定員	2号認定	3号認定
0歳児		6
1歳児		16
2歳児		17
3歳児	17	
4歳児	17	
5歳児	17	
合計	51	39

(2) けまあおぞら保育園

ア 申請者: 社会福祉法人慈光福祉会
理事長 山本 徹彦

イ 現在の施設種別: 新設

ウ 所在地: 尼崎市食満3丁目11番18号(園田地区)

エ 認可定員: 90人

定員	2号認定	3号認定
0歳児		8
1歳児		12
2歳児		12
3歳児	18	
4歳児	20	
5歳児	20	
合計	58	32

(3) ちきゅうっこ南武庫之荘保育園

ア 申請者: 社会福祉法人光会
理事長 田中 照美

イ 現在の施設種別: 新設

ウ 所在地: 尼崎市南武庫之荘11丁目1-18(武庫地区)

エ 認可定員: 135人

定員	2号認定	3号認定
0歳児		15
1歳児		21
2歳児		24
3歳児	25	
4歳児	25	
5歳児	25	
合計	75	60

2 保育所型認定こども園

(1) 保育所型認定こども園 若葉保育園

ア 申請者: 社会福祉法人光寿会
理事長 宏林 寿子

イ 現在の施設種別: 保育所(若葉保育園)

ウ 所在地: 尼崎市東難波町4丁目7-3(中央地区)

エ 認可定員: 69人

定員	1号認定	2号認定	3号認定	学級数
0歳児			8	
1歳児			8	
2歳児			9	
3歳児	3	10		1
4歳児	3	12		1
5歳児	3	13		1
合計	9	35	25	3

(2) 保育所型認定こども園 おおしま保育園

ア 申請者: 社会福祉法人西光寺和順会

理事長 寺川 光信

イ 現在の施設種別: 保育所(おおしま保育園)

ウ 所在地: 尼崎市稲葉荘1丁目6-20(大庄地区)

エ 認可定員: 95人

定員	1号認定	2号認定	3号認定	学級数
0歳児			6	
1歳児			12	
2歳児			12	
3歳児	5	16		1
4歳児	5	17		1
5歳児	5	17		1
合計	15	50	30	3

新規認可施設等の利用定員一覧(令和6年4月1日時点)

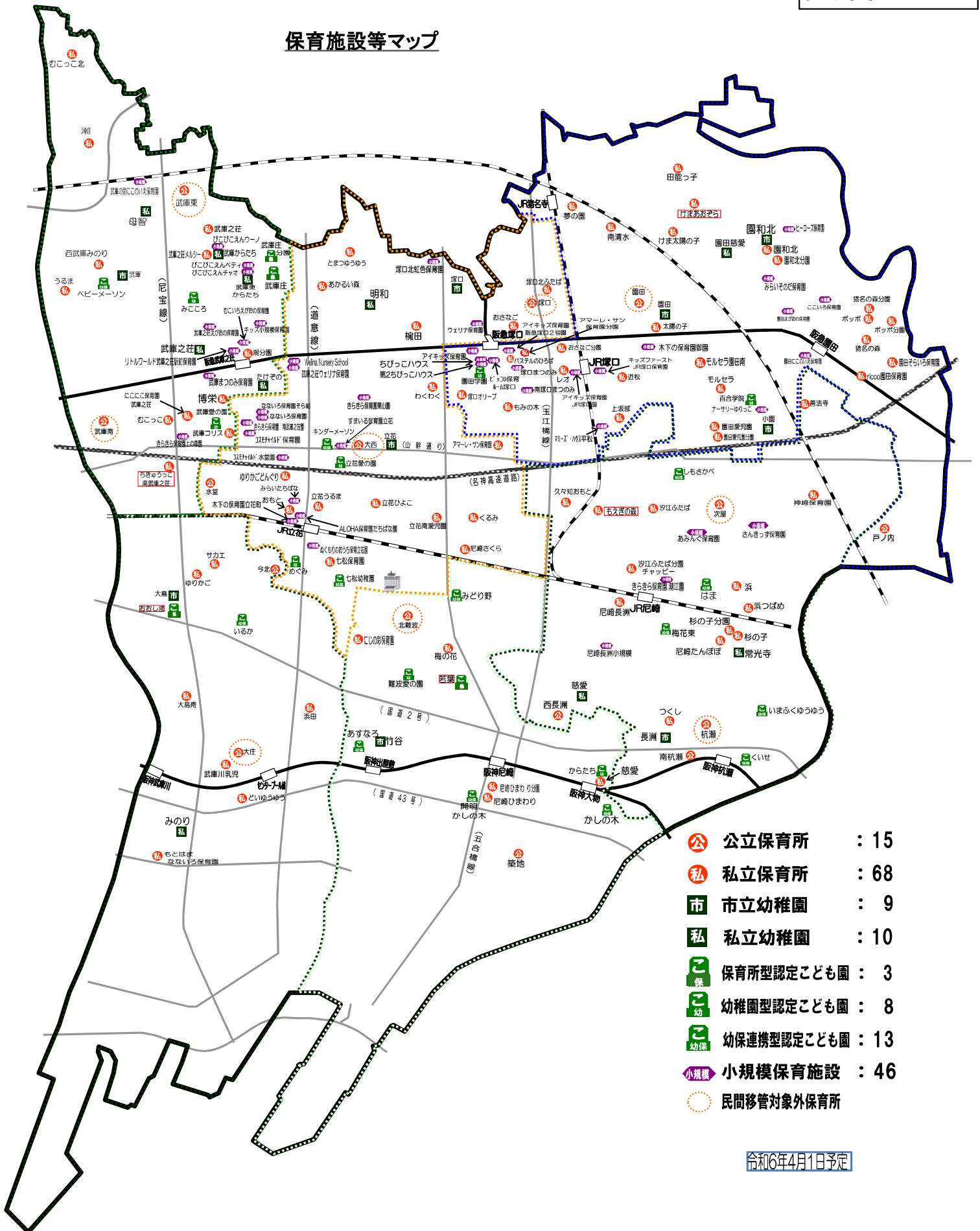
(単位:人)

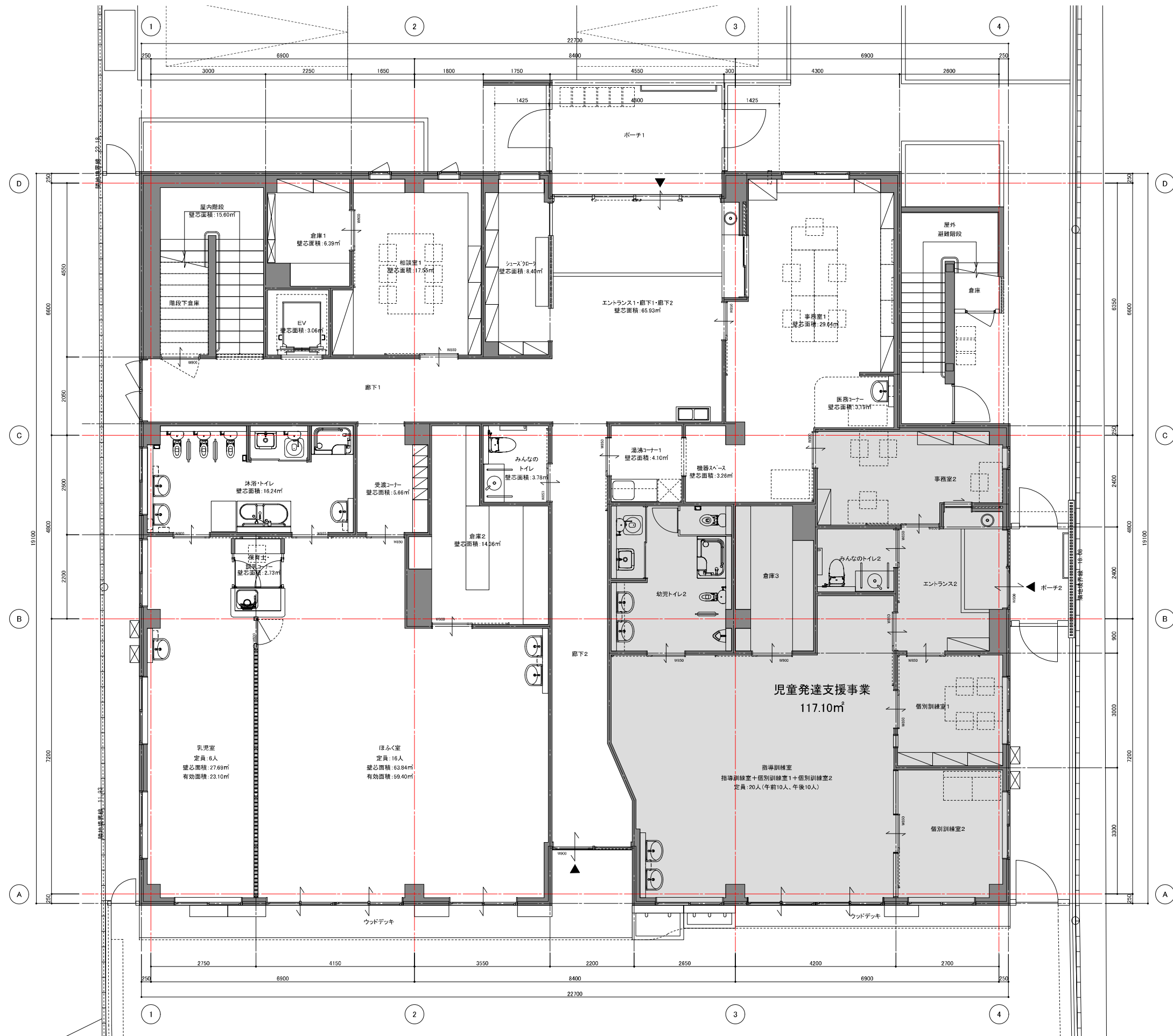
類型	区分	施設名	年齢							
				0	1	2	3	4	5	合計
保育所	新設	もえぎの森保育園	利用定員	6	16	17	17	17	17	90
保育所		けまあおぞら保育園		8	12	12	18	20	20	90
保育所	民間移管	ちきゅうっこ南武庫之荘保育園 (旧:南武庫之荘保育所)		15	21	24	25	25	25	135
保育所型 認定こども園	移行 (保育所→認こ)	保育所型認定こども園 若葉保育園	保育認定 子ども	8	8	9	10	12	13	60
			教育標準時間 認定子ども				3	3	3	9
保育所型 認定こども園		保育所型認定こども園 おおしま保育園	保育認定 子ども	6	12	12	16	17	17	80
			教育標準時間 認定子ども				5	5	5	15

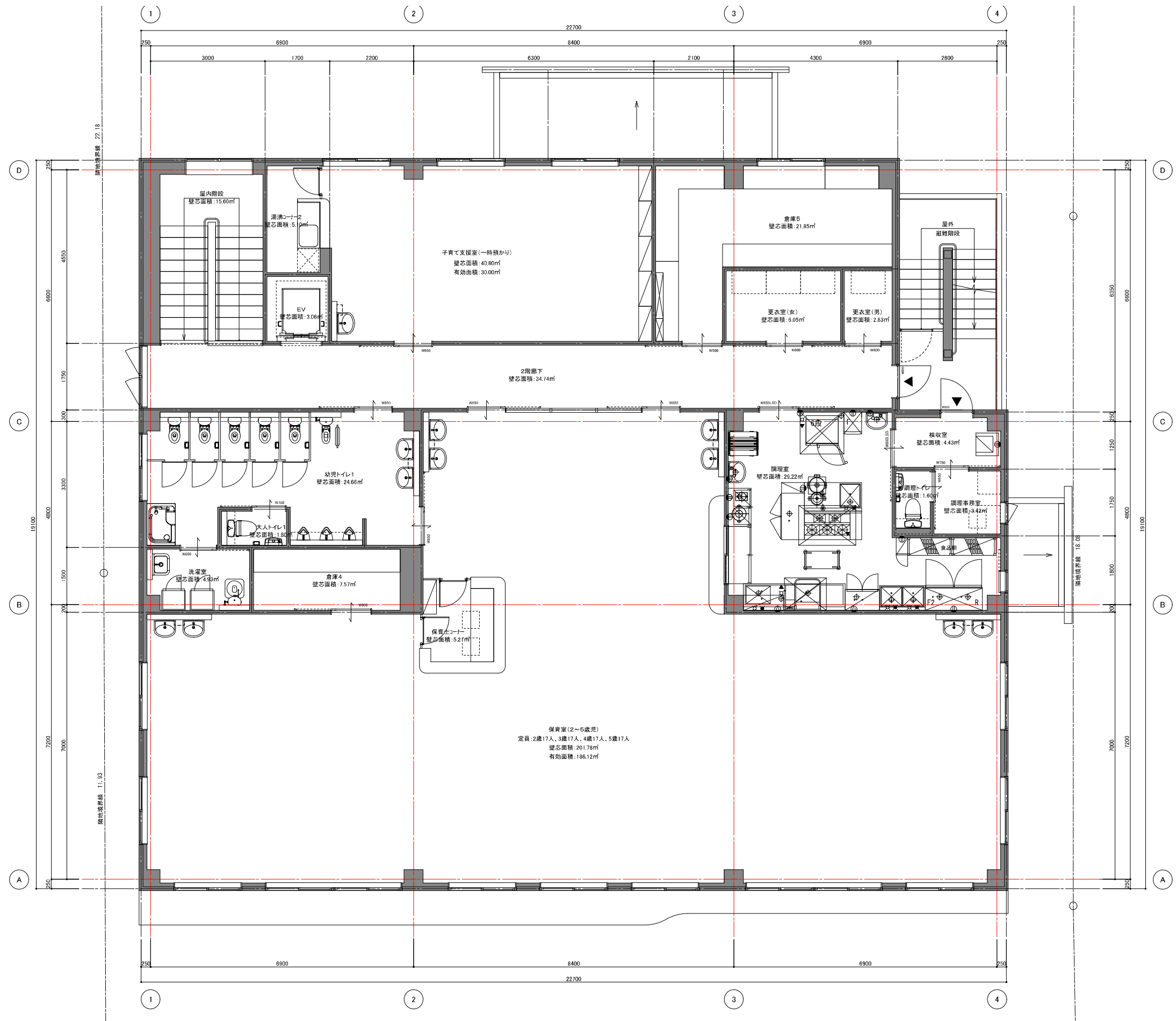
令和6年4月時点の認可保育施設(2・3号認定子ども分)に係る利用定員
(予定)について

	A 令和5年4月時点 の定員 (認可保育施設分)	B 令和6年4月時点 の定員(予定) (認可保育施設分)	差引 B-A
市全域	9,031	9,259	228
中央地区	935	910	▲ 25
小田地区	1,486	1,586	100
大庄地区	865	855	▲ 10
立花地区	2,024	1,997	▲ 27
武庫地区	1,505	1,605	100
園田地区	2,216	2,306	90

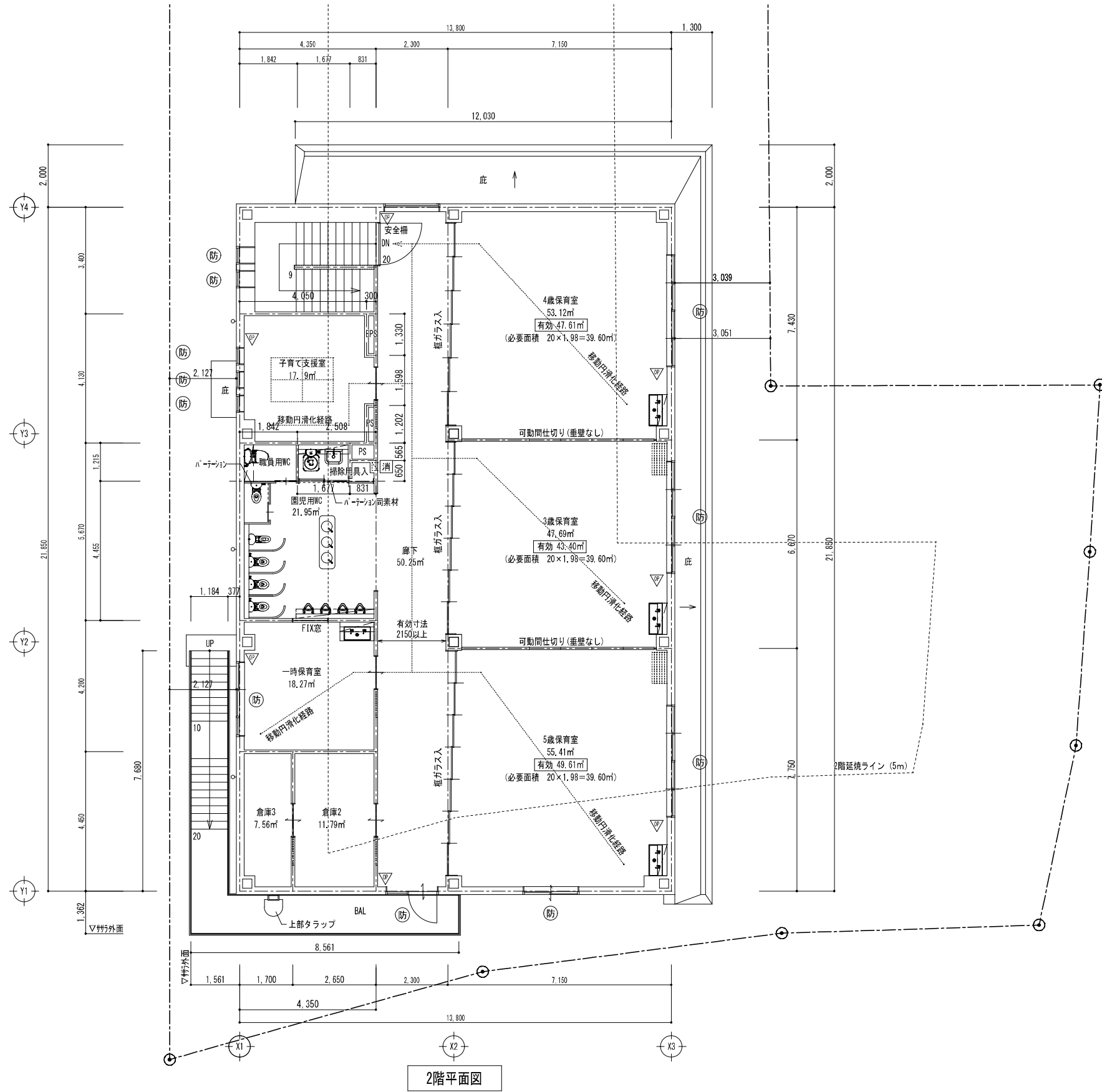
保育施設等マップ



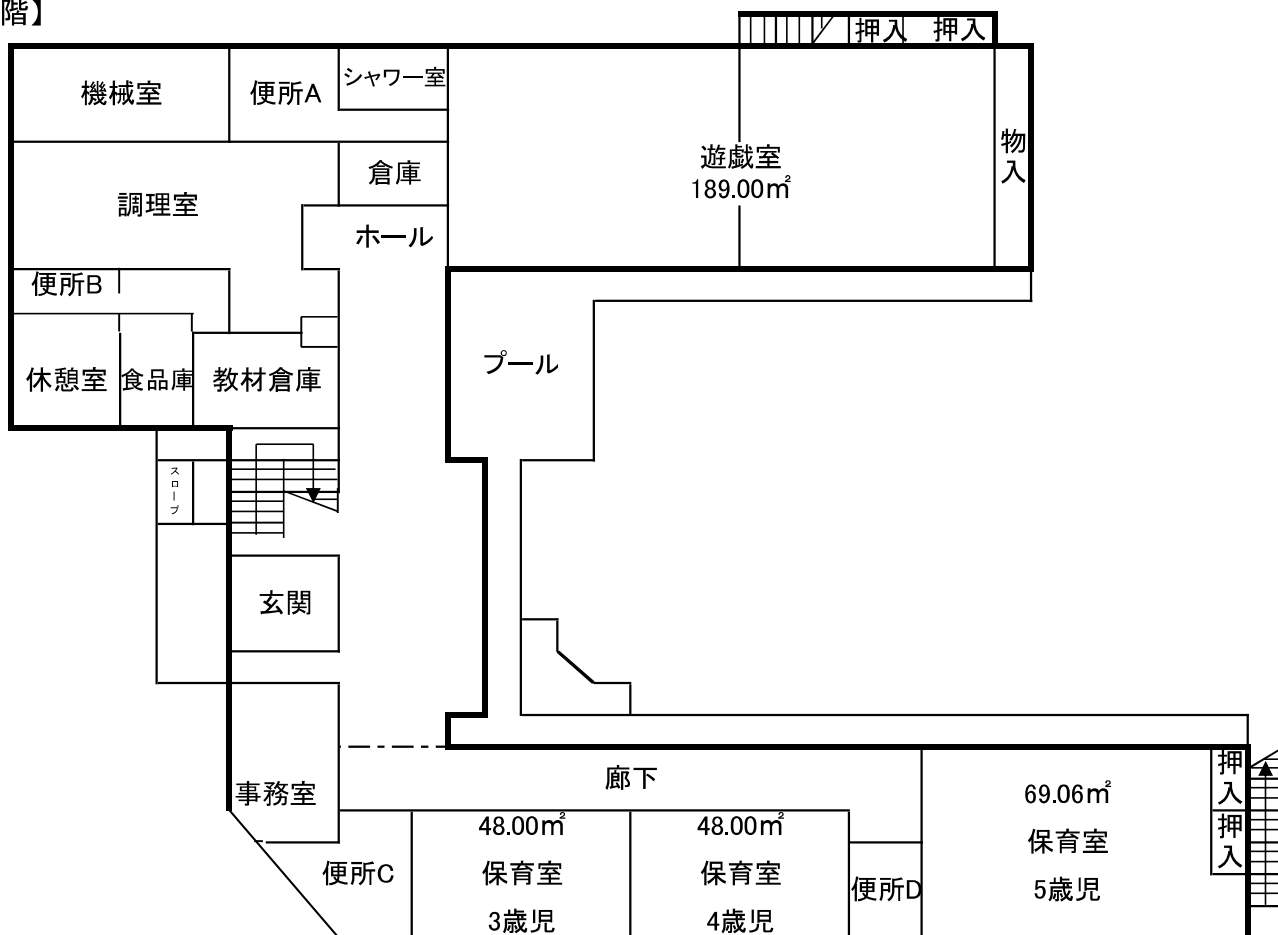




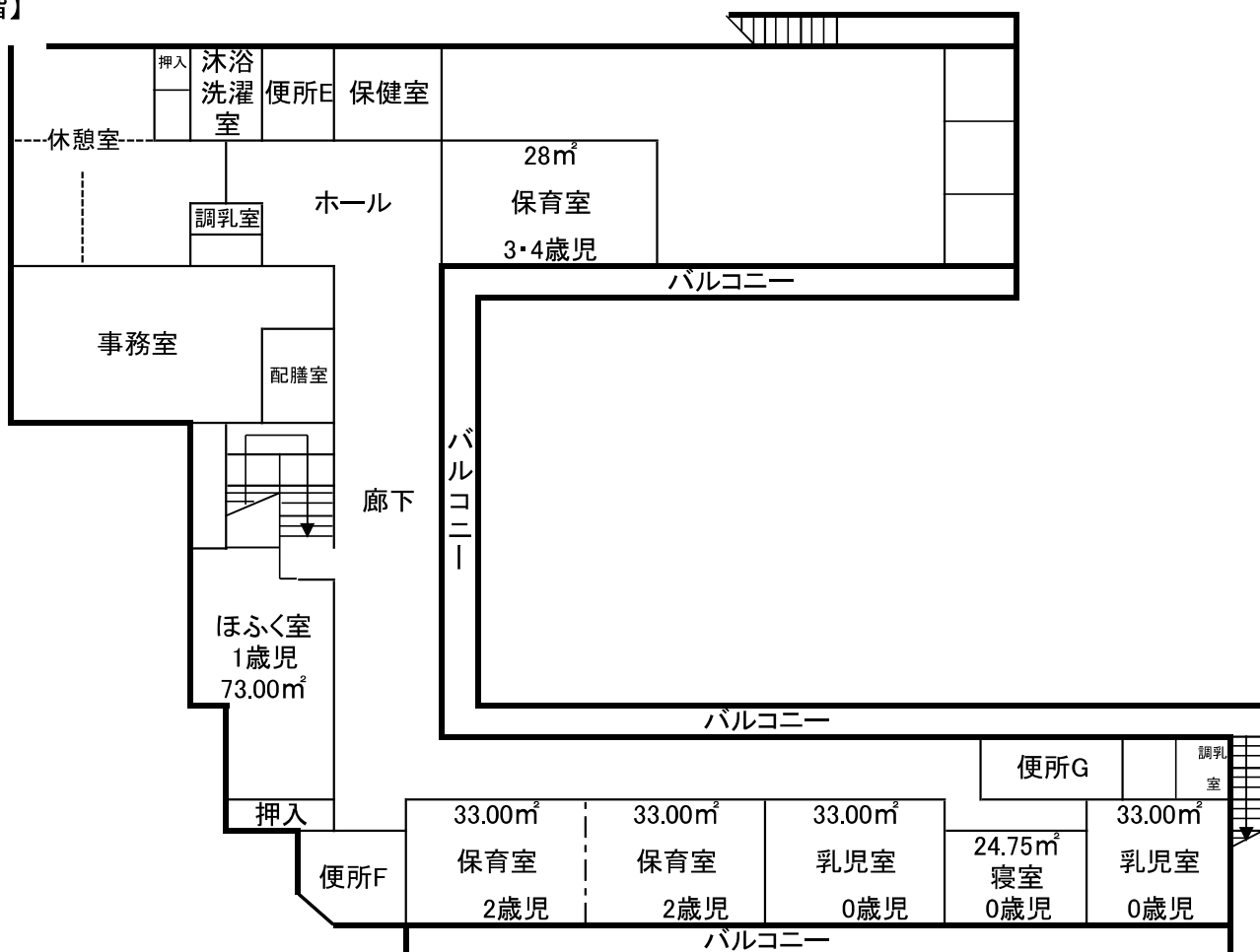


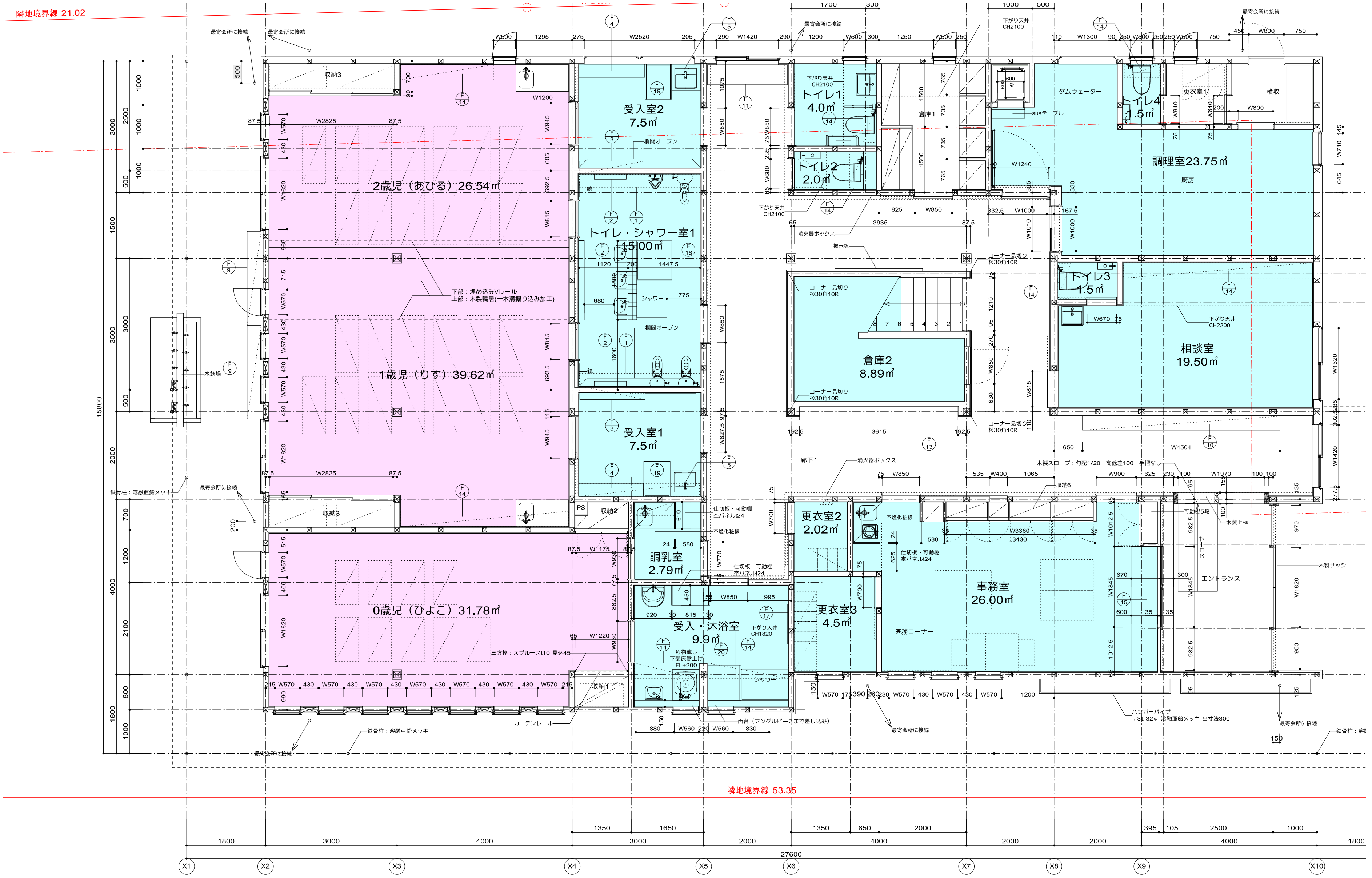


【1階】



【2階】





隣地境界線 53.35

